

平成28年 2 月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成28年 3 月 3 日～ 4 日

場 所 第 2 委員会室

平成28年 3 月 3 日 (木曜日)

午前10時 1 分開会

会議に付託された議案等

- 議案第46号 平成27年度宮崎県一般会計補正
予算 (第 4 号)
- 議案第47号 平成27年度宮崎県開発事業特別
資金特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第48号 平成27年度宮崎県公債管理特別
会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第63号 県税の課税免除等の特例に関す
る条例の一部を改正する条例
- 議案第67号 職員の給与に関する条例等の一
部を改正する条例
- 議案第68号 議会の議員の給与等に関する条
例等の一部を改正する条例
- 議案第75号 宮崎県住民基本台帳法施行条例
の一部を改正する条例
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて (別紙 1)
- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・平成27年国勢調査 (速報値) について
 - ・平成25年度宮崎県県民経済計算について
 - ・「東九州新幹線に関する大分県の発表」に係る
経緯と対応について
 - ・祖母傾山系周辺地域のユネスコエコパークへ
の登録に係る申請書 (案) の提出について
 - ・宮崎県公共施設等総合管理計画 (素案) につ
いて
 - ・霧島山 (えびの高原 (硫黄山) 周辺) の噴火
警報発表に伴う立入規制等について
 - ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活
動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画に
ついて
 - ・宮崎県地域防災計画原子力災害対策編の修正
について

出席委員 (8 人)

委 員 長	清 山 知 憲
副 委 員 長	島 田 俊 光
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	満 行 潤 一
委 員	新 見 昌 安
委 員	来 住 一 人

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 合 政 策 部 次 長 (政策推進担当)	金 子 洋 士
総 合 政 策 部 次 長 (県民生活担当)	興 梶 正 明
部 参 事 兼 総 合 政 策 課 長	井 手 義 哉
秘 書 広 報 課 長	中 原 光 晴
広 報 戦 略 室 長	菊 池 修 一
統 計 調 査 課 長	奥 野 厚 子
総 合 交 通 課 長	野 口 和 彦
中 山 間 ・ 地 域 政 策 課 長	石 崎 敬 三
フ ー ド ビ ジ ネ ス 推 進 課 長	黒 木 義 博
生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課 長	村 上 悦 子
交 通 ・ 地 域 安 全 対 策 監	壹 岐 幸 啓
文 化 文 教 課 長	神 菊 憲 一
人 権 同 和 対 策 課 長	吉 田 信 夫
情 報 政 策 課 長	青 出 木 和 也

総務部

総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保

総務部次長
(総務・職員担当) 柳田俊治

総務部次長
(財務・市町村担当) 田中保通

危機管理局長
兼危機管理課長 郡司宗則

部参事兼総務課長 菓子野信男

防災拠点庁舎整備室長 丸田勉

部参事兼人事課長 片寄元道

行政経営課長 吉村久人

財政課長 阪本典弘

税務課長 高林宏一

部参事兼市町村課長 平原利明

総務事務センター課長 中原順一

消防保安課長 都原誠一

会計管理局

会計管理者 舟田美揮子

会計管理局次長 酒井正英

局参事兼会計課長 井上直三

人事委員会事務局

事務局長 亀田博昭

総務課長 藪田亨

職員課長 和田括伸

監査事務局

事務局長 小八重英

監査第一課長 青山新吾

監査第二課長 佐野由藏

議会事務局

事務局長 日隈俊郎

事務局次長 奥野信利

総務課長 上山伸二

議事課長 亀澤保彦

政策調査課長 外山景一

議事課主幹 鬼川真治

総務課主任主事 日高真吾

○清山委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてであります、日程案につきましては、手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第67号及び第68号に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付してある資料をごらんください。これは地方公務員法第5条第2項の規定に基づいて、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっており、その回答でありますので参考にお配りしております。よろしいでしょうか。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

ここで委員会の傍聴につきまして、お諮りいたします。宮崎市の岩田さんほか1名から傍聴の申し出がありました。議会運営委員会の確認・決定事項に基づいて、許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、傍聴人の入室を許可することといたします。

傍聴される方をお願いいたします。傍聴人は声を出したり拍手をすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴

事務局職員出席者

してください。傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○茂総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます当部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元にお配りいたしております総務政策常任委員会資料をおめくりいただきまして、目次をごらんください。

今回、総合政策部からお願いしております予算議案は、議案第46号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」のほか、議案第47号「平成27年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第2号)」の2件であります。

右側の資料の1ページをごらんください。

総合政策部の平成27年度一般会計2月補正予算額は、一般会計の表の一番下の合計欄にありますように、合計で6億7,792万9,000円の減額であります。これは、国庫補助決定、執行残等に伴うものであり、この結果、補正後の一般会計予算額は124億8,897万円となります。

また、宮崎県開発事業特別資金特別会計予算につきましては、その下の表にありますように1,560万4,000円の減額であります。これは、一般会計への繰出額の確定などによるものであります。この結果、補正後の開発事業特別資金特別会計予算額は1,705万6,000円となります。

それぞれの議案の詳細につきましては、後ほど担当課長より御説明いたしますので、御審議

のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、2ページをごらんください。繰越明許費補正であります。

国が平成27年度補正予算で措置しております地方創生加速化交付金等に係るものでありまして、事業実施期間の関係から平成28年度に繰り越すことをお願いするものであります。

目次にお戻りください。

次に、Ⅱのその他の報告事項についてであります。

今回は、平成27年国勢調査結果(速報値)の御報告など、目次に記載のとおり4件の報告事項がございます。これにつきましても、後ほど担当課長より御説明いたします。

私からの説明は以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○井手総合政策課長 総合政策課でございます。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の平成27年度2月補正歳出予算説明資料の9ページでございます。

総合政策課の2月補正額は、この表の一番上、総合政策課の左から2番目、補正額の欄でございますが、総額で2,698万4,000円の減額補正をお願いしております。補正後の予算額は、右から3つ目の欄、7億2,386万9,000円であります。

補正額の内訳は、2行目にありますように一般会計が1,138万円の減額と、5行目になりますけれども、特別会計が1,560万4,000円の減額であります。

それでは、主な内容について説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

まず、ページ中ほどにあります(事項)連絡調整費、207万6,000円の減額であります。これは説明欄にあります政策調整研究費や部内の緊

急的な物品等の購入に充てます調整事務費の執行残等によるものであります。

1つ飛びまして、(事項) 県外事務所費、498万3,000円の減額であります。これにつきましては、東京、大阪、福岡の各県外事務所において、タクシー借り上げ料や発送費など、事務所運営に係る経費の節減等による執行残でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

(事項) 県計画総合推進費で309万円の減額であります。説明欄3の、みやぎき成長産業育成加速化基金事業で153万5,000円、1つ飛ばしまして、5の、みやぎき人財づくり基金事業で55万7,000円の減額であります。これは、いずれも基金の運用の利息収入の減であります。

基金につきましては、運用収入の増を図るために、取り崩し予定のない額を長期運用することといたしております。今般、この運用期間の一部におきまして、平成28年4月までとしたものがございまして、利息収入分が平成28年度の受け入れとなるものでございまして、その分を減額させていただいております。

続きまして、13ページでございます。

開発事業特別資金特別会計でございます。下のほうの(事項) 繰出金で1,540万円の減額をお願いしております。これは、農政水産部所管の施設園芸用燃料の木質バイオマス転換加速化事業など、この資金の対象となる事業費が減額となりましたため、事業の原資である当資金からの繰出金についても減額するものでございます。

総合政策課は以上でございます。

○**中原秘書広報課長** 秘書広報課でございます。補正予算につきまして御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の15ページをお開きください。

秘書広報課の補正予算は、5,559万7,000円の

減額であります。これにより、補正後の額は、右から3列目でございますが5億4,412万7,000円となります。

主な内容について御説明をいたします。

17ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項) 秘書業務費でございます。3,217万3,000円の減額でございます。これは、主に昨年5月と11月の皇太子殿下の2度の行啓につきまして、当初3日間の滞在を想定しておりましたところ、それぞれ2日間ということになりました。それに伴う執行残、減額でございます。

次に、(事項) 広報活動費であります。2,663万5,000円の減額でございます。これは主に説明欄の1でございますが、印刷広報事業、県広報紙の印刷にかかわります経費の執行残及び、ただいま申し上げました2度の行啓にかかわります経費、項目で4の広報関係運営経費でございますけれども、こちらの執行残に伴う減額でございます。

秘書広報課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**奥野統計調査課長** それでは、統計調査課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の19ページをお願いいたします。

統計調査課の補正額でございますが、表の左から2列目、7,610万6,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、右から3列目でございますが、7億6,482万6,000円でございます。

それでは、補正の主な内容につきまして御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、21ページをお願いいたします。

まず、上から1番目の(事項)職員費でございますが、698万9,000円の増額をお願いしております。これは給与改定等によるものでございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、22ページをお願いいたします。

経済センサス費でございますけれども、148万4,000円の減額をお願いしております。これは、市町村交付金に不用額が生じたことなどによるものでございます。

次に、その下の(事項)国勢調査費でございますが、7,182万6,000円の減額をお願いしております。これにつきましては、リーフレットの印刷経費が最終的には国の執行となったこと、また市町村交付金に不用額が生じたことなどによるものでございます。

次に、その下の23ページでございますけれども、(事項)農林業センサス費でございますが、68万円の増額をお願いしております。これは、国の委託等経費の交付決定によるものでございます。

統計調査課は以上でございます。

○野口総合交通課長 総合交通課の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の25ページをお開きください。

総合交通課の補正予算は、左から2列目でございます総額で2,859万9,000円の減額補正をお願いしております。補正後の額は、右から3列目でございます8億7,268万8,000円となります。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、27ページをお願いいたします。

まず、(事項)職員費ですが、1,006万1,000円

の増額補正をお願いをしております。これは、給与改正や職員費の県費負担分の増等によるものでございます。

次に、(事項)地域交通ネットワーク推進費ですが、説明欄の1の、地方バス路線等運行維持対策事業について、257万円の増額補正をお願いしております。これは地域住民の生活に必要なバス路線の維持・確保を図るため、バス運行費や車両減価償却費等を国と協調して、または県単独で補助するものでありますが、市町村が主体となって運行する広域的バス路線に対する運行費補助について、運行欠損額が当初の見込みより増加したことから、増額補正をお願いするものでございます。

次に、減額補正につきまして、1,830万2,000円をお願いをしております。主なものとしましては、3の離島航路運航維持対策事業であります。これは離島航路の運航欠損額を国が補填した後、残額を県と延岡市で負担するものでありますが、運航欠損額が当初の見込みより圧縮されたこと等から、決算額が国の補助額で全額補填されたことにより、減額補正するものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

(事項)航空交通ネットワーク推進費であります。説明欄の1の、みやぎきの空航空ネットワーク活性化・利用促進事業について、210万5,000円の減額補正をお願いをしております。これは、宮崎空港を発着する国内・国際の航空ネットワークの維持・充実に図るため、宮崎空港振興協議会が実施をします各種事業への補助等の執行残について減額補正するものでございます。

次に、(事項)高千穂線鉄道施設整理基金事業費の説明欄2の、高千穂線鉄道施設整理基金補

助事業について、716万8,000円の減額補正をお願いをしております。これは、旧高千穂線の撤去対象施設の撤去に要する費用を沿線自治体に補助するものですが、27年度に撤去予定であった施設のうち、一部の施設について撤去時期の変更を行ったことにより、減額補正をするものでございます。

次に、(事項) 運輸事業振興助成費の説明欄1の運輸事業振興助成交付金(宮崎県トラック協会)について、1,285万6,000円の減額補正をお願いをしております。これは、トラック運送の輸送サービス改善や交通安全対策など、運輸事業の振興を図るため、宮崎県トラック協会が実施をします各種事業へ補助するものでありますが、補助に係る軽油引取税などの算定の基礎数値が年度末に確定をしますことから、例年、当初予算は前年度同額で計上してありまして、その後、数値が確定したことから、残額を減額補正するものでございます。

総合交通課の補正予算につきましては以上でございまして、よろしく願いをいたします。

○石崎中山間・地域政策課長 それでは、中山間・地域政策課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の29ページをお開きください。

当課の補正予算額は、1億4,813万1,000円の減額補正で、補正後の額は3億6,541万2,000円となります。

補正の主なものについて御説明いたします。

31ページをごらんください。

まず、(目) 計画調査費の(事項) 中山間地域活力再生支援費であります。6,741万1,000円の減額補正であり、主なものとしまして説明欄の2、中山間地域経営サポート推進事業と3、交

流・連携による新たな集落運営支援事業であります。この事業は中山間地域の活性化を図るため、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金いわゆる地方創生交付金を活用した平成26年度2月追加補正予算で計上した事業とあわせて一体的に取り組むこととしてきたところでございますが、国の予算を有効に活用する観点から、2月追加補正予算を優先的に活用したことにより、当初予算は補正減となったものであります。

また、説明欄の5、明日の地域づくり支援事業であります。市町村からの補助金交付申請額が見込みを下回ったことにより、補助金の執行残が発生したことが減額の主な理由であります。

次に、32ページをお開きください。

上から2つ目の(事項) 地域活性化促進費であります。3,805万9,000円の減額補正で、主なものとしまして説明欄の2、市町村連携推進費であります。国の地方創生交付金を優先的に活用したことにより、補正減となったものであります。

また、説明欄の3、宮崎縣市町村間連携支援基金事業であります。各市町村が連携して実施する事業の交付金申請額が見込みを下回ったことによる執行残の補正でございまして。

次の(事項) 移住・定住促進費であります。3,946万5,000円の減額補正で、説明欄の2、移住・UIターン推進事業であります。国の地方創生交付金を優先的に活用したことにより、補正減となったものであります。

説明欄の3、新規事業「いいね! 地方の暮らしフェア開催事業」につきましては、総務政策常任委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の4ページをお開きください。

この事業につきましては、1の事業目的にありますように、日本創生のための将来世代応援知事同盟の共同事業として、同盟に参加する12県が合同でイベントを開催し、首都圏の若い世代に地方暮らしの魅力をアピールするとともに、本県の住まい、仕事等の情報を発信し、移住先としての本県の魅力をPRするものでございます。

2の事業の概要でございますが、予算額は640万6,000円であります。財源は地域創生加速化交付金とし、事業内容につきましては、ステージイベント、相談ブースの設置、特産品販売、マスメディアを活用した首都圏でのPR等を行うこととしておりました、28年度内のうちの1日で開催する予定となっております。

なお、この事業につきまして、資料の5ページをごらんいただきたいんですが、9月補正予算により予算措置をさせていただきまして、この同盟の事業として、今年度、「いいね！地方の暮らしフェア」を実施しております。

その実施結果について御報告いたします。

1の全体概要にございますとおり、去る2月14日の日曜日に、東京池袋のサンシャインシティにおいて開催いたしました。実施内容としては、各県知事による地方暮らしの魅力発信、移住や就職に関する各県の相談会の開催、各県の特産品の販売等でございます。

2の本県の対応としましては、ステージイベントにおいて、知事による本県の暮らしの魅力を発信したほか、宮崎労働局等と連携いたしまして、移住や就職、転職に関する相談会や特産品販売を行ったところでございます。

3の成果等でございますが、この事業、(1)にございますとおり、目標値として入場者数3,000人としておりましたが、2,717人の入場

など、この記載のとおりでございます。

また、本県に対しては、求人情報を知りたいとか、宮崎での就職が決まったので住宅の情報を知りたいといったような相談がございました。

今後は相談内容をもとに、本県のさまざまな情報を提供するなど、きめ細かなフォローアップを行い、本県への移住に結びつけていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○黒木フードビジネス推進課長 フードビジネス推進課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の35ページをごらんください。

フードビジネス推進課の2月補正額は、1億1,280万8,000円の減額補正をお願いしております。補正後の予算額は8億7,021万1,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

37ページをお開きください。

まず、(事項)職員費につきましては、797万8,000円の減額であります。これは昨年度と比べ、県費負担職員が1名減少したことによるものであります。

次に、(事項)フードビジネス総合推進費につきましては、877万円の増となっております。この内訳としましては、説明欄1、みやざきフードビジネス推進体制構築事業が、外部専門機関への業務委託料等の執行残により、163万円の減です。

次に、説明欄2、ミラノ国際博覧会出展事業が、交通費や通訳等の経費の執行残により、460万円の減です。

次の、新規事業、説明欄3、みやざき食の魅力再発見・情報発信事業につきましては、後ほ

ど常任委員会資料で説明させていただきます。

その下の(事項)みやざきフードビジネス雇用創出プロジェクト推進費は、1億1,360万円の減額であります。これは、説明欄1、みやざきフードビジネス構想推進事業や、4の、宮崎の肉拡大プロジェクト、5の、加工・業務用農水産物拡大プロジェクトなどについて、各部局で取り組んでいるプロジェクトにおきまして、調査委託経費の執行残が生じたことや、民間事業者を対象とした補助金につきまして、企業からの補助申請額が見込みを下回ったことなどによるものであります。

続きまして、常任委員会資料の6ページをお願いいたします。

みやざき食の魅力再発見・情報発信事業であります。1の事業目的ですが、フードビジネス振興構想の重点項目の1つである、食による観光宮崎の新生の実現に向けて、県民総参加による県内各地域の食の掘り起こしと情報発信により、県内外からの誘客増と消費拡大を図るものです。

2の事業の概要としましては、予算額は1,500万円、財源は地方創生加速化交付金です。

(3)事業内容ですが、まず県内の全ての飲食店のメニューの中から、県民がお薦めするものを、はがきやインターネットにより投票してもらいます。これを集計しまして、人気の定番メニューをはじめ、地域で愛されている知る人ぞ知るといったメニューをデータとして取りまとめまして、その結果をもとに地域別・ジャンル別など、さまざまな視点から広報媒体を活用した情報発信を行うことで、本県の食の魅力による誘客につなげようとするものであります。

フードビジネス推進課の説明は以上であります。

○村上生活・協働・男女参画課長 生活・協働
・男女参画課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の39ページをお開きください。

当課の補正予算額は、1,884万3,000円の減額をお願いしております。補正後の額は、4億2,137万2,000円であります。

補正の主な内容について御説明いたします。

41ページをお開きください。

一番下の(事項)ふるさとづくり推進事業費で、979万5,000円の減額であります。これは、説明欄1の、県民とともに築く明日のみやざきづくり拠点事業として、国の地方創生交付金を優先的に活用したことにより、補正減となったものであります。

次に、中ほどの(事項)ボランティア活動促進事業費で、109万9,000円の減額であります。これは説明欄6の、協働による明日のみやざきづくり推進事業について、NPOの財政基盤強化等の検討を行う検討委員会への外部専門家招聘に係る謝金等の執行残によるものです。

次に、その下の(事項)消費者支援対策費で、245万円の減額であります。これは次のページをお開きいただきまして、説明欄3の消費者被害防止・解決支援費について、消費生活相談員の報酬や研修旅費の執行残によるものです。

次に、その下の(事項)消費生活センター設置費で、211万4,000円の減額であります。これは説明欄2の生活情報センター管理費について、警備や空調設備の保守点検等委託の入札残によるものです。

次に、その下の(事項)消費者行政活性化基金事業費で、455万9,000円の減額であります。

これは、説明欄1の消費者行政活性化事業につ

いて、市町村の消費生活窓口の機能強化などの経費に係る補助金の交付額決定に伴う執行残によるものです。

次に、その下の(事項)男女共同参画総合調整費で144万円の減額であります。これは説明欄1の男女共同参画調整事業について、第3次みやざき男女共同参画プランの策定の基礎データとなる県民意識調査委託の入札残によるものです。

次に、一番下の(事項)男女共同参画推進費で1,258万2,000円の*減額であります。これは説明欄1の啓発・活動推進事業の次のページになりますが、まず(3)の、女性の活躍応援事業について、国の地方創生交付金を優先的に活用したことにより補正減となり、次の(4)の新規事業「女性の多様な働き方応援事業」について、1,632万円の増額となったことによるものです。この新規事業につきましては、常任委員会資料のほうで御説明をいたします。

お手元の委員会資料の7ページをお開きください。

まず、1の事業の目的・背景ですが、企業、関係団体、行政等が一体となって、昨年10月に設立しました、みやざき女性の活躍推進会議を活用して、企業における女性の多様な働き方を実践できる環境づくりを進めるとともに、女性のネットワークを構築しまして、女性の意欲向上や職場への定着を促進させるものです。

2の事業の概要ですが、予算額は1,632万円で、国の地方創生加速化交付金を活用するものです。

事業内容は、まず①の、企業における女性の活躍推進事業としまして、講演会等を開催することにより、みやざき女性の活躍推進会議への参加を広く県内の企業に呼びかけるとともに、参加企業等の女性による意見交換会や研修会を

行いながら、女性のネットワークを構築します。

また、②の、企業等のメンターバンク設置事業としまして、上記1の女性のネットワークを活用して、企業間で利用できるメンター——いわゆる仕事やキャリアのお手本として助言、指導する人材のことを言いますが——として登録し、キャリア形成等に係る助言などを希望する者とのマッチングを行うものです。

こうした取り組みによりまして、事業効果にありますように、女性が多様な働き方を実践できる環境づくりとともに、女性の意欲向上や職場への定着が図られるものと考えております。

当課の補正予算案の説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○神菊文化文教課長 歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、45ページをお開きください。文化文教課の補正予算案につきまして御説明いたします。

当課の補正額は、補正額の欄にありますように、4億3,251万9,000円の減額でございます。これによりまして、補正後の額は64億1,674万9,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

47ページをお開きください。

(事項) 県立芸術劇場費、657万2,000円の減額であります。

主な内容といたしましては、次の48ページありますが、説明の欄、1、県立芸術劇場大規模改修事業費、590万円の減額であります。これは、県立芸術劇場の空調設備及び舞台機構の修繕工事に係る入札残等によるものであります。

次に、一番下の段、(事項) 私学振興費、3億8,821万9,000円の減額であります。主な内容

※13ページに訂正発言あり

につきまして御説明いたします。49ページ、説明の欄1の、私立学校振興費補助金8,942万1,000円の減額につきましては、本事業は私立学校の経常的経費に対して、生徒数等に応じてその一部を補助するものでございますが、対象生徒数などが当初見込みを下回ったことなどによるものであります。

また、説明欄2の、私立高等学校授業料減免補助金225万円の減額につきましては、本事業は私立高等学校が行う生活保護世帯等に対する授業料の減免措置に対して、その一部を補助するものであります。対象生徒数等が当初見込みを下回ったことによるものであります。

次に、説明欄6の私立専修学校教育充実支援事業185万9,000円の減額につきましては、本事業は専修学校の専門課程において、資格取得等の教育に要する経費の一部を補助するものなどでございますが、対象学校数及び生徒数が当初見込みを下回ったことによるものであります。

さらに、説明欄7の(1)私立高等学校等就学支援金1億3,877万6,000円の減額につきましては、本事業は世帯の所得要件を満たす私立高等学校等の生徒に対して、公立高等学校授業料相当額または世帯の所得によってはこれを増額して支給するものなどでございますが、対象生徒数が当初見込みを下回ったことなどによるものであります。

また、(2)奨学のための給付金、1億5,403万2,000円の減額につきましては、私立高等学校等の生徒のいる世帯のうち、生活保護受給世帯などを対象に、その世帯の所得の状況に応じて、授業料以外の教育に係る負担の軽減を図るため、一定額を給付するものでございますが、対象生徒数が当初見込みを下回ったこと、また給付単価が当初の見込みを下回ったことによるもので

あります。

最後に、説明欄8の、東日本大震災被災生徒授業料等減免事業145万1,000円の減額につきましては、本事業は、私立小・中・高等学校・専修学校等のうち、東日本大震災の被災地域から避難生徒を受け入れ、かつ授業料等の減免措置を行った学校を補助するものであります。現時点で該当者の見込みがないことから、最小限、1名分の予算に減額するものであります。

文化文教課の説明は以上でございます。

○吉田人権同和対策課長 人権同和対策課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の51ページをお開きください。

人権同和対策課の補正予算は、総額で167万1,000円の減額補正でありまして、補正後の額は1億3,813万1,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

53ページをお開きください。

(事項)宮崎県人権教育・啓発推進方針推進事業費であります。377万4,000円の減額補正をお願いしております。これは、説明欄1の宮崎県人権啓発センター事業や、3の市町村への再委託事業であります。地域人権啓発活動活性化事業の経費につきまして、国庫委託金の決定額にあわせて減額したことや、研修資料の購入等に係る執行残によるものであります。

人権同和対策課の補正予算の説明は以上であります。

○青出木情報政策課長 情報政策課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の55ページをお開きください。

情報政策課の補正予算は、2億772万5,000円の増額補正で、補正後の額は13億8,864万1,000

円となります。

それでは、主な内容につきまして説明いたします。

57ページをお開きください。

(事項) 行政情報化推進費でございますが、187万7,000円の減額補正をお願いしております。これはインターネットで提供されます行財政情報サービス利用契約の執行残などによるものでございます。

次に、(事項) 行政情報処理基盤整備費でございますが、366万7,000円の減額補正をお願いしております。これは職員が使用いたしますパソコン賃借料の執行残などによるものでございます。

次に、(事項) 行政情報システム整備運営費でございますが、2億3,715万9,000円の増額補正をお願いしております。まず、説明欄の2、県庁LAN運営費につきましては、単独庁舎向けの回線使用料の執行残などによる減額でございます。

説明欄3の総合行政ネットワーク運営費につきましては、全国の地方自治体間をつなぐ行政専用のネットワークに係る負担金の額が確定したことなどによる減額でございます。

4の、自治体情報セキュリティ強化対策事業が新規事業ということで大きな増額となっておりますが、これにつきましては、後ほど常任委員会資料のほうで説明させていただきたいと思っております。

58ページをお開きください。

(事項) 電子県庁プロジェクト事業費につきましては、1,616万8,000円の減額補正をお願いしております。

まず1の公的個人認証サービス運営事業ですが、公的個人認証の認証機関に対する負担金の

確定に伴う執行残でございます。

4のパソコン等ヘルプデスク事業は、職員からのパソコン等についての相談窓口でございますヘルプデスクに係る業務委託の入札残によるものでございます。

7の社会保障・税番号制度システム整備事業につきましては、マイナンバー制度に関するシステム構築等に伴う執行残でございます。この事業につきましては、国の補助金の追加決定がございまして、全額国庫で対応できることとなりましたことから、歳出は875万3,000円の減額となっておりますが、財源のほうで国庫支出金を増額し、その分、一般財源から減額することとなったところでございます。このページの一番上の財源内訳の欄におきまして、国庫支出金が大きく増額となり、一方で一般財源が大幅な減となっておりますのは、これによるところが大きいものでございます。

8の新規事業「ICT×データによる地域活性化推進事業」につきましては、これも後ほど常任委員会資料のほうで説明させていただきます。

次に、その下の(事項) 地域情報化対策費でございますが、1,689万1,000円の減額補正をお願いしております。説明欄の2の電気通信格差是正対策費につきましては、本年度、西都市で携帯電話の不感地域を解消するための事業を実施しておりますが、その国庫補助決定に伴う減額でございます。

続きまして、国の補正予算に係る新規事業につきまして御説明いたします。

常任委員会資料のほうの8ページをお開きいただけますでしょうか。

新規事業「自治体情報セキュリティ強化対策事業」でございます。

まず、1の事業の目的・背景ですが、情報セキュリティ対策の強化を図るため、市町村と協力しまして、自治体情報セキュリティクラウドというものを構築するものでございます。

予算額は2億5,420万円ですが、国の補正予算で、全国それぞれの県が、市町村を取りまとめて構築するよにとのことで、2分の1の補助金が措置されておきまして、残りの2分の1にも起債を充ててよいということになっております。繰り越しをお願いいたしまして、来年度までにかけての対応となります。

事業の内容でございますが、まず右側、9ページの概要図をごらんいただけますでしょうか。

インターネットへの接続におきまして、現在は左側のように各市町村が個別にセキュリティ対策を講じているところを、導入後は右側のように、自治体情報セキュリティクラウドで高度なセキュリティ対策を講じまして、各市町村に接続という形になります。なお、県のインターネット接続も、このクラウドを経由することとなります。

左側、8ページにお戻りいただけますでしょうか。

(3)の事業内容でございますが、インターネット接続に係る監視等を集約いたしまして、高度なセキュリティ機器を共同利用し、不正通信のブロックですとか、高水準な監視等を行うシステムを構築するというものでございまして、3の事業効果にございますように、県内自治体全体のセキュリティ水準が確保され、ウイルス感染や情報流出等のリスクを低減できるものと考えております。

なお、県のセキュリティにつきましては、これも国の考えに基づきまして、別途、当初予算のほうで、個人情報等を取り扱うシステムとイ

ンターネットを分離する事業を計上しておきまして、あわせて2つの事業により対策強化を図ることとしているところであります。

続きまして、資料の10ページをお開きいただけますでしょうか。

ICT×データによる地域活性化推進事業でございます。1の事業の目的・背景でございますが、国が開発いたしました地域経済分析システム、RESASと言いますけれども、その普及啓発を図るとともに、産学官が一体となってデータの利活用方法を検討していくことを目的としております。

右側、11ページの「地域経済分析システム(RESAS)とは」というところをごらんいただけますでしょうか。

RESASとは、地域経済等に係る政府や民間のさまざまなデータをわかりやすく見えるようにすることで、データの面から地域の取り組みを支援するシステムでございまして、国のほうからは、今回の加速化交付金を利用して、各都道府県で普及促進を図ることが期待されているところでございます。

左の10ページにお戻りいただきまして、2の事業概要でございますが、予算額は1,311万2,000円で、財源は、全額、国の地方創生加速化交付金でございます。

事業内容につきましては、11ページ下段の事業概要のほうで御説明いたします。

①のデータ利活用の普及・啓発は、県民の皆様に関心を持っていただくための講演会ですとか、データ利活用方法を学んでいただくための研修会等を開催するものでございます。

②のデータを利活用した地域活性化方法の検討は、各種事業者の方々あるいは大学の先生、そして行政で構成いたしますワーキンググルー

ブを設置いたしまして、さまざまなデータをどのように活用していくか、生かしていくか、その方法等について検討するものでございます。

そして、③のオープンデータの推進は、今年度から取り組んでおります県域全体のオープンデータ化をさらに推進していこうとするものでございます。

これらによりまして、データを利活用し、地方創生を担う人材の育成、データを地域活性化に生かす取り組み方法の創出、そして産学官が協働して、地方創生に取り組む体制の構築ができるものと考えているところでございます。

情報政策課の説明は以上でございます。

○村上生活・協働・男女参画課長 済みません、訂正をさせていただきます。

歳出予算資料の43ページ、一番下の(事項)男女共同参画推進費で、1,258万2,000円の減額と申し上げましたが、増額の間違いです。申しわけございませんでした。

○清山委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はございませんか。

○丸山委員 11ページの、まず政策調整研究費に当初では1,000万円、予定組んでるんですけども、約850万円程度使ってもらっているんですけど、しっかり次年度に向けての調査・研究もやろうという形として、この1,000万を組んだと思ってるんですけども、この150万円程度余ったのはどういうものなのか。

本来はもう少し手当てをして、次年度につながるような研究もやるべきだと思ってるので、そのようなことを含めて、これまでどのような調査・研究をやられたかを少し教えていただくとありがたいと思います。あわせてお願いします。

○井手総合政策課長 政策調整研究費につきま

しては、委員おっしゃるとおり1,000万円の予算が措置されておまして、できるだけ活用していこうと我々も思っております。

平成27年度におきましては、地方創生の人材育成に係る調査・研究、またマイナンバーと情報通信基盤に係る調査・研究、3件を行いまして、840万余りの予算執行となっております。残り150万につきましても、何とか活用できないかと考えておりましたけれども、結果的に執行残になったということで、非常に申しわけなく思っております。

ただ、今年度、昨年度と、総合計画、総合戦略等をつくっておりました関係上、いろいろな調査・研究、そちらの経費でも使っておりまして、ある程度の研究はできているのかなと思っております。次年度に向けて、全額使っていこうとは考えております。

それと、過去どういことをやってきたかと申しますと、例えば移住・U I Jターンに関する実態調査でありますとか、地域資源のブランド化に関するもの、またフードビジネス振興構想等を行っていたしましたので、フードビジネスに係るさまざまな調査・研究をここ3年間ほどやってきたところでございます。

○丸山委員 政策調整費がしっかり次年度に生かされるような形で使って活用していただくように。平成27年度の当初で使ったもので、28年度に恐らく予算化されているものがあつたり、各部にもこういう予算があると聞いてますので、すぐにではなくてもちゃんと芽が出るような形として、しっかりと調整しながら使っていただくようお願いしたいと思っております。

それと、もう一つお伺いしたいのが、県外事務所の経費の中で、タクシー等の節約に努めたということなんですけれども、何回か議論して

るんですが、例えば食糧費含めてなんですけれども、必要な予算を計上してたんじゃないかと思ってるんですが、その辺はしっかり使って情報収集して、平成28年度の当初予算も含めて、新規事業をつくるとかに使ってほしいと思ってるんですが。最近、県外事務所がどのような活動をしているのか、なかなか見えづらかったりとか、予算の内示差とか、その辺の緊密な連携ができてないために、そうになっているんじゃないかと懸念しているんですが。そうじゃないのか等含めて、この辺の経費節減についての考え方を教えていただきたいと思っております。

○井手総合政策課長 県外事務所の役割としましては、東京事務所におきましては各省庁、また福岡事務所におきましても省庁の出先機関との連絡調整、それと大阪も含めて3事務所、いずれも企業、もしくは特産品等の売り込み等の営業活動が主になります。あわせて、それぞれの地域にございます県人会、もしくは宮崎出身ゆかりの方々との人脈形成等の業務がございます。

今お話にありました県外事務所の食糧費もしくは交際費等につきましては、そちらのほうに使用しております、特に東京事務所、大阪事務所、福岡事務所、いずれも県人会等との密接な交流、県全体の県人会もございますし、それぞれの市町村の町村会等もございます。そちらのほうにも足しげく通っております、それらのところとの会合等の経費として使わせていただいております。

節減内容としましては、主に本庁との連絡業務の旅費等、これは昨今の情報関連の技術の進歩によりまして、いろんな情報がインターネットでそのまま提示できるようになりまして、旅費等が節減できているかと考えております。

○丸山委員 今の話にもありましたが、しっかりと情報はキャッチできているということでもよろしいんですね。それを改めてお伺いしたいと思っております。

○井手総合政策課長 十分に連絡調整できていると考えております。

○丸山委員 続きまして、何点か同じような感じでフードビジネスであったんですが、地方交付金を活用して丸々減額になっている事業があるものですから、本当に事業としてされたのかされてないのかがよくわからない。

当初予算で計上しているのであれば、何らかの事業をやろうとしていたはずなのに、ただ単に交付金が来たから予算をつけかえて減額になっていますが、事業はしっかりやっているのかどうかというのを、ちょっと教えていただきたいかなと思っております。予算が100%近くなくなってる事業が何点かあるので、その辺を教えていただきたいと思っております。

○石崎中山間・地域政策課長 それでは、中山間・地域政策課の事業で御説明いたします。

まず、歳出予算説明資料の31ページでございます。

この中の(事項)中山間地域活力再生支援費の中山間地域経営サポート推進事業、それから交流・連携による新たな集落運営支援事業、これにつきましては皆減でございます。

2の中山間地域経営サポート推進事業につきましては、宮崎県産業推進機構に委託をしまして、中山間地域産業振興支援のためのコーディネーターを設置する事業でございます。地方創生交付金のほうで、できればこのコーディネーターを1名増員して2名体制で、より細かい需要に対応したいと考えておりましたけれども、自由度の高い交付金ということで継続していき

たいと考えていたんですけれども、その後の新型交付金等の議論の中で、なかなかそういった事業を維持していくことは難しいと。これは人を伴うことでございますので、2名にふやして1年で1名減に、もとに戻すということはなかなか難しいということで、執行をせず、当初予算は減額になったと、1名を設置して従来どおり事業は行ったところでございます。

また、交流・連携による新たな集落運営支援事業、これは中山間盛り上げ隊の事業でございます。これにつきましても量的拡大——これは委託しておりますけれども、人員を増員させて、これまでは主に県北地域あるいは児湯地域でございまして、県西での盛り上げ隊の活用が少ないといった実態がございましたので、何かもっと利用をふやしたいということで企画いたしました。やはり同様の事情で、地方創生交付金の範囲で従来どおり実施をいたしまして、当初予算については減額したものでございます。

次に、もう一点ございます。32ページをござんください。

移住・定住促進費の、移住・U I ターン推進事業、4,576万6,000円でございます。これにつきましては、当初予算では、東京のふるさと帰郷支援センターに移住相談員1名、それから、宮崎では従来から継続しておりました非常勤職員1名という体制で、実施しようということで考えておりましたけれども、地方創生交付金のほうで、こちら2月補正で1億4,300万円余の予算を措置いたしまして、移住相談員は2名、それから、商工観光労働部に分任しておりますけれども、U I J ターン関係の事業、また、農政水産部の就農関係事業もあわせて実施することといたしました。

それに伴いまして、御視察いただきました東

京のセンターでございますけれども、現在約20平米でございますけれども、人員増等を予定したこともあり、できれば倍の40平米程度確保したいと考えておりました。

しかしながら、あそこにスペースを設けたいという各県の希望が相次ぎまして、結果的には約20平米しか確保できませんでした。そのため、移住相談員の1名減、スペースを借りるための委託料等の減、また、広報等につきましても内容を見直し、節約を図った結果、地方創生交付金の1億4,300万円余で執行をしたところでございます。

移住・U I J ターンにつきましては、1月末で移住世帯が113世帯。昨年度の64世帯を大きく上回る実績も上げておりますので、十分有効に予算を活用して、事業を行えているものと考えております。

○丸山委員 地方創生の交付金でつけかえているもので、本当に実施したものがないものがあるって理解せざるを得なかったと思ってるんですが。例えば、今の31ページの中山間地域経営サポート推進事業を2人にしたかったけれども、いろいろあって1人しかできなかった。2人にしたいという思いはあったということで、やはり何か本来はそれをすぐにやって、しっかり地方の活性化を図るためにやりたいという思いがあって、当初予算とかでやったはずなのに、ただ単に交付金が来なかったからやれないんじゃないかと、もう少ししっかりとビジョンを持ってやるべきだと思っております。本当に宮崎県が地方創生のトップランナーになるのであれば、地方創生の交付金を当てにせず、国頼りじゃなくて、やるべきことはやるんだというような意識が少し——ほかの課でもそういう事業が幾つかあるもんですから、つけかえてほとんど

う100%減額、これは本当に地方創生のトップランナーになるような意識があるのか、若干心配しておりますけれども。ほかの県もこんな感じでやってるのか、ほかの部もひょっとしたらこういう感じで地方創生の交付金が、国の内示がなかったから、がばっとやられているとか。本当にやってる事業とやってない事業の区別をわかりやすくしていただきたいと思ってるんですが、何か工夫はできないものなのでしょうか。

○井手総合政策課長 この地方創生交付金、今回もこの2月補正で地方創生加速化交付金、そして当初予算のほうでも、いわゆる新型と言われる地方創生推進交付金を財源とした事業を計上させていただいております。

いずれも、今回の補正予算については、交付金決定が3月の下旬と言われてますし、新年度の交付金に関しましては、その全貌もまだ余り明らかになっていない状況でございます。

そういう中で、私どもとしては予算編成ということで、事業の採択も含めながら、財政当局と議論を重ねてきているところでありまして、できるだけ国の予算も県の予算もうまく活用しながら、効果のある事業構築をしてきたつもりでございます。

ただ、実際の執行に当たりましては、それぞれの予算の特性を踏まえながら、一番効果の出る予算の活用を、効率のいいものということで、いろんな工夫をしてきたと考えております。

地方創生に関しましては、非常に息の長い取り組みになりますので、国の予算、県の予算をうまく活用しながら、今後も努力を重ねてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○丸山委員 スタートダッシュも必要だと思っておりますので、本当にやる気があれば、国の地方

創生の交付金がつかなくても、県単でしっかり充当してでもやるんだという形を見せないと、本当の意味の地方創生のトップランナーにはなり切れない。どこの県もことしは地方創生の元年とか、スタートアップとか、いろんな形で予算の名前をつけていますので、ほかの県に本当に勝てるのかなと、本当に結果を出せるのかなと。

特にこれまでの地方創生の予算を大体見てみますと、市町村のネットワークづくりとか、民間と少し交流をやるっていう感じじゃなくて、本当に民間が本気を出すような形の事業展開を今後してもらわないと、多分なかなか本当に地方創生は進まないんじゃないかと非常に懸念しているものですから。今の段階でこの予算つかなかったからやりませんでしたって——コーディネーターとか、必要なものであれば絶対必要だということで、しっかり雇って5年先に本当に芽を出して実をとるんだという気持ちを出していただきたいなという思いがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。何か発言があればお願いします。

○茂総合政策部長 丸山委員おっしゃることは非常によくわかります。やはり地方創生のトップランナーを目指している本県としては、まず地方創生関係の交付金を全力でとりにいくということをやっていききたいと思います。

そして、あわせてその上で、今、丸山委員がおっしゃったようなことを踏まえながら、これからいろんな形で検討していきます。そのあたりは、後から報告もありますけれど、人口減少という時代に突入しておりますので、危機感を持って対応していきたいと思ひます。

○坂口委員 今のところ、考え方の随分大切な分かれ目だと思うんです。本会議でもやったん

ですけれど、やはり可能な限り、積極的に財政をずっと支出していくということ。

U I J ターンにせよ、人口ビジョンにせよ、よその県よりかなりスタート地点がおくれていると思うんです。いわゆる俗に言う座布団なんです。この立地件数にせよ、移住件数にせよ、やはりよそと比べてみたら歴然とそこに差があると思うんです。だから、今、勝負かけておいて、やはり100メートル走の0.3、0.5をどれぐらいのスピードで走って行ってその流れでもっていくかで。パイが限られた中で食い合うわけで、パイをつくりながらそれを自分のところに積み上げていくんじゃないで、あるパイの奪い合いですから、やはりスタート時点で負けていたら、なかなか挽回できないと思うので、そこは考えようだと思うんです。

それと、持続可能になっていう、慎重というのも大切なことですけれど、その持続可能という取り組みとなっていた場合、今後やはり予算確保の上でも、どうしてもやはり前年度っていうものが参考になってきて、そこで臆病になりがちだし、やはりやれるときにやるっていう。知事なんかよくトップランナーと言うけれど、とてもじゃない、宮崎県はしんがりからようやくすがりついていってるのが実態だと思うんです。

今のはやはり大変重要な発言だし、重大な考え方の分かれ目だと思うんです。ぜひ、そこらのところも前向きに捉えて、積極的に取り組んでほしいと思うんです。

○清山委員長 ほか、質問は。

○丸山委員 資料の4ページ。また12県集まって何かフェアをやるみたいなんですけれども、前回は5ページに説明してもらったのがありまして、本当にこれでいいのかなど。地方創生と

いいますのが、地方の知恵と工夫でやっていて、地方でいろんなことをやっていくと思いつつ、この5ページのやつも、まとめて東京でお金が向こうに支出されてしまって、本当の意味の地方創生につながっているのかなと、本当に何か同じような感じで、国が認めたやつにしかせざるを得ないというような感じで。これも恐らく12県ですと、8,000万円近くのお金が1日で使われてしまうっていうイベントにしか思えないものですから。本当にこれで大丈夫なのかなと思って。この5ページのやつのほうも、ある程度、目標数値とここまで来ましたという表が書いてあるんですが、本当にこれで地方創生につながるものなのかなと、非常にこういうやり方が前回とほぼ同じようなものではないのかなと思って。その辺の違いがどうなのか。2月にやって、その反省を踏まえて、どういうふうにしっかり取り組むのかを含めて、教えていただくとありがたいと思っております。

○石崎中山間・地域政策課長 この事業、確かに今の想定では、2月に実施した事業とほぼ同様の内容で実施するという事になっておりますが、宮崎県といたしましては、単年度で終わってしまうとせっかくの効果が無いので、12県が協議いたしました結果、次年度も国の地方創生加速化交付金を活用して実施しようということになったわけでございます。9月補正の委員会でも、1日でこれだけの予算を使ってというような御指摘もいただきましたので、宮崎県としては1日だけではなく、複数日にわたる開催も、ぜひ検討すべきだという意見を事務局のほうに出したところでございます。

また、今年度の結果につきましては、来場者アンケートの結果、宮崎県が移住として魅力のある県の第3位に入りました。また、相談件数

は70件で、12県のうち2位。また、アンケートで相談しやすかったブースということで、宮崎県が2位になっております。

そういったことで、この事業におきましても、宮崎県の魅力といったものをPRできたと考えておりますし、来場者としては、こういう事業があるのは知らなかったと、東京にいるとなかなか地方のことがわからないので、こういった催しは継続的にやってほしいといった御意見もございました。

ただ、やはり1日だけではもったいないのではというような来場者の御意見もございましたので、その辺も踏まえて、より効果的なものになるように、これから12県で検討していきたいと考えております。

○丸山委員 加速化交付金で国100%ということですが、もとは税金なんですよ。本当に税金が生かされるのかどうかっていうのが、我々議会としてはこれじゃいかんというような意見も強くて、前回の補正でも言わせていただいたと思うんだけど。本当にこれでいいのかなと、何かもう少し国のほうから、本来は国が認めたことしかやれないっていうのじゃなくて、我々も何か違うシステムをもっと国のほうにも言わなくちゃいけないと思ってますけれども、何かちょっと地方創生は国が全部牛耳っていて、特に国が認めたことをやるっていうような感じになってしまっただけで。これで本当に地方創生は続くのかなと心配であって、本当に当初予算とかは2分の1の補助金になってしまっている。地方創生っていうのは本当にどんどんしおれていくような感じで、3年後、地方創生っていう言葉すらなくなるんじゃないかと非常に懸念もしているものですから、宮崎県として人口減少が本当に喫緊の課題であろうという思いであれば、

本気で何らかのことを。幹事が徳島県ということでもありますけれども、本当にほかの県もジレンマを感じているんじゃないかと思うんです。ほかの県と連携しながら、このやり方については、国のほうにももう少し何か訴えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○石崎中山間・地域政策課長 この事業の幹事を、今年度は長野県、来年度は徳島県がやることになっております。12県で、やはりこの地方創生の流れの中で、人口減少というものにしっかりと対応していかないといけないという議論がございまして、まずは、今、国も言っておりますこのような首都圏から地方への人の流れをつくるという、その首都圏において各県をPRをして、移住・定住に結びつけていこうという考えから企画したものでございます。

また、県といたしましても同様でございまして、これまで、ふるさと回帰支援センターの移住希望先ランキングで、2013年、2014年と宮崎県はランク外でございましたが、2015年は10位に復活をいたしました。これも、議会の御理解をいただいて講じてきました移住・UIJターン策の結果が、ある程度出てきたものではないかと考えております。

我々といたしましては、先ほどの委員の御指摘も踏まえまして、より一層努力してまいりたいと考えております。

○来住委員 関連してなんですけれども、現実に新たな予算が640万6,000円計上されておりました、そして27年度に行ったのが、この5ページのほうに出されております。

短絡的には言えないと思うんですけれども、この前、これは2月14日に行われたわけですから、具体的な相談内容だとか、そういうものがここに5つぐらい出されているんですけれども、これ

で宮崎県に行きたい、または帰りたい、そういうものが現にあるのかなというのが一つ。今はないけれど2年後には間違いなく帰りたいとか、3年後には帰りたいとかいうのがあるのかどうか、それが一つ。

それから、有楽町にセンターを持ってますよね、僕はあれを改めて検証をされてみたらどうかと思うんです。実際にあそこにどれだけの予算を毎年つぎ込んでいるのか。あのフロアの家賃だけでも相当な金出されて、それであそこに相談が何人来たのか、来た人は現実に宮崎県に帰ったのかどうか。あそこに行ったときに追跡調査されてるんですかって聞いたら、なかったみたいなんです。そこ辺の検証はされてるんでしょうか。そこをしないと、自分たちだけ気持ちがいいばかりで。こういうフェアもやっとなら、何人か来たと、ここに出されているように何千人かお見えになったと、宮崎県では実際に相談があったのは70件ですか、そういうのがあったとかいう気持ちがいいばかりで、現実には何の実にもなっていないということに。ランク外、1つ、2つふえたから、そんなもので喜ぶようなものでもないと思うんですけれど、その辺、まずちょっと教えていただきたいです。

○石崎中山間・地域政策課長 まず、2月14日のフェアについてでございますが、この70件の相談のうちに、例えば宮崎県関係の方が12名おいでになりました。奥さんが宮崎出身とか、あるいは御自身が宮崎出身という若い方で3名ほどが——人事委員会事務局からも職員が行きましたけれども、県職員の試験に興味がある、受けたいといったようなことをおっしゃる方がいらっしゃいました。

また、現在、首都圏の自治体で働いているんですけども、ぜひ宮崎にUターンしたいので、

そういった採用情報等について教えてほしいといった具体的な相談もあったところでございます。

有楽町の宮崎ひなた暮らしセンターの関係でございますけれども、現在、1月末で宮崎県への移住世帯113世帯でございます。その中で、具体的に宮崎ひなた暮らしセンターを利用された方は37世帯いらっしゃいます。これはU I Jターンのほうも含めてですけれども、実際に1月までに宮崎に移られた方でございます。

こういった効果は、やはりセンターで対面でのきめ細かな相談に応じた成果だと考えております。我々が掲げている目標、4年間で1,000世帯ということでございますと、年間250世帯を達成しなければいけないということでございますので、まだまだ努力しなければいけないと考えておりますけれども、今後とも事業のいろんな見直し、これまでの結果の検証をやりながら、さらに努力してまいりたいと考えております。

○来住委員 37世帯というのは、27年度じゃなくて今までの累積ですか。

○石崎中山間・地域政策課長 27年4月から28年1月までの実績でございます。この間が113世帯で、そのうちセンターを利用された方が37世帯、残りは就農セミナー等をきっかけにされたというような、各種県の取り組みと市町村の取り組み等も合わせてでございます。そういった実績でございます。

○来住委員 もう一つ確認ですけれど、センターには年間どれほどの予算を組むんですか。

○石崎中山間・地域政策課長 現在、有楽町の、いわゆる委託でございますけれども、借りに相当する部分で、年間約1,200万円程度。それから人件費がございます。移住相談員につきましては、非常勤職員でございますけれども年

間430万円程度、これは移住相談員の部分でございます。U I J ターンのほうは、商工観光労働部が一括して企業に委託しているところでございます。

○来住委員 人件費、幾らって言われましたか。

○石崎中山間・地域政策課長 我々が設置しております東京の非常勤職員については430万円。

○来住委員 そのほかに、商工観光労働部が配置している人がいるわけですか。

○石崎中山間・地域政策課長 これは商工観光労働部が、U I J ターンで東京と宮崎合わせて、人件費だけではなく、いろいろな活動費等も含めて、約4,370万円の予算で委託しているところでございます。

○来住委員 家賃まで含めたら5,000万超えるんですね、わかりました。

部長、こういう活動を決して否定はしないんですけれど、この議会でも大分問題になって、首都圏や県外から帰ってきていただく、I ターンだとかU ターンだとか、その努力をする、それは非常に大事なことだと思うんですけれど、むしろ今議会でもずっと問題になってますけれど、向こうに出ていかないようにしないとだめだと。

だから、そこにどれだけの知恵と予算をお使いになるかというのが中心だと思うんです。それは非常に目立たないと思います。都城の言葉で言えば、派手しない、派手じゃないです。しかし、こうやってイベントをやるとかっていうのは、非常に派手しますけれど、僕はもうちょっとそこは腰を落ちつけないといけないんじゃないかと思います。

ちょっと計算してませんが、年間に5,000万円ぐらい使う割には、37世帯しか帰ってきてないわけですから、そこ辺はどうなんでしょう

か。ちょっと部長のお考えを聞いておきたいと思います。

○茂総合政策部長 宮崎ひなた暮らしセンターのあり方については、あれだけ西日本で最大規模ぐらいのスペースもいただけてますし、人も配置していただいているということで、非常にありがたく思っておりますけれども、この進め方については、やはりいろいろ工夫の余地があるだろうと思います。これについては、東京、宮崎、両センターあわせて、その運営のあり方、仕掛けについては、さらに検討していきたいと思っております。

改めて申し上げますと、待ってるだけではないということ、いろんなどころに出ていって説明をしたりとか、移住相談会を開いたりとかもやっておりますので、その点もふれさせていただきたいと思っております。

それから、先ほどありましたけれども、U I J ターンよりも、県内からいかに外に出さないかということが、やはり一番大事だろうと思います。U ターンしてくる人をつかまえていくのは、出すのをとめるよりも、恐らく何倍も労力がかかるだろうと思っています。

ですから、今議会でも、高校卒業者の県内就職率がいよいよ54%で、全国最低ということが随分議論になりました。私どももちろんそうですけれど、商工観光労働部とか教育委員会もいろんな予算化をしています。これについては、やはりイの一番の大事なことだと思ってまして、それをやるのが非常に大事だと、そのことによって、それをあわせてU I J ターンセンターもやることによって、社会増にもっていき、そしてそれがまた自然増につながっていくと、そういうふうないい循環を目指していきたいなと思っておりますので。確かに大学進学を含めて県内

からいかに出さないか、そのことに最大限、力を発揮していくべきだと考えています。

○来住委員 もう一つ、文化文教課の予算説明資料の49ページについて、ちょっとお聞きしたいんですが。私立学校の振興のための助成、これが約3,880万程度、減額になっております。

先ほどの説明では、生徒数が当初の予算編成のときからすると少なかったという意味のことだったと思いますが、ここに8つ私学に関する事業名が書いてありまして、そして減額されたのが出てるんですけど、全体としては例えば生活保護なんかは、この前も宮日新聞出てましたけれど、今、過去最高の世帯数がふえていると出てるんですけど、実際にそういう生徒が少なかったというのは、どうやって説明されるのかなというのがありまして。もう少しわかりやすく、多分、事業によって違うのかもしれませんが。そこら辺、全く知りませんからちょっと教えてください。

○神菊文化文教課長 まず、私立学校の関係予算の減額につきまして御説明いたします。

まず、私立学校振興費補助金というのは、先ほども申し上げましたが、私立の小・中・高校の振興と経営の安定化とか、保護者の負担の軽減を図るというものでありまして、当初の見込みが1万2,276人の生徒でしたが、実際には1万1,973人、合計で303人少なかったというものでございます。

それから、次に就学支援金につきまして御説明いたします。

7の(1)でございます。公立学校の授業料相当額は、その世帯の状況によって増額して配付するというものでございます。

こちら、対象の生徒が合計で365人少なかったということでございます。こちらについては、

やはり入学者が少なかったことによるものが主な原因だろうと思っております。

それから、最後に奨学のための給付金でございますが、7の(2)でございます。こちらにつきましては、支給対象の見込み生徒が、当初と比べまして420人少なかったということでございまして、こちらにつきましても、やはり入った生徒の減が大きく響いていると考えているところでございます。

○来住委員 生徒数そのものは、そんなに大きく毎年毎年、乱高下するわけでもないと思うんですけど、その辺のことがもう少しわからない。

それから、もう一つは、最初の1の振興費補助金ですか、これは事業の内容がよくわからないものですから、申請主義で父母が申請して、その父母に支給されるものなのか、それとも学校に支給されるのか、そこら辺もう少し教えてください。

○神菊文化文教課長 まず、児童生徒数のお話でございますが、やはり年々減少しておりますので、ことしは1万800人ぐらいたんですけれども、28年にはほぼ横ばいなんですけど、その後どんどん減っていきまして、33年には9,800人ぐらいいままでに落ち込むということで、年々減ってきている状況でございます。

それから、先ほどの補助金のことでございますが、私立学校振興費補助金については、学校が私どものほうに申請をいたしまして、それに対して交付するということになります。

それから、もう一つありました就学支援金につきましては、世帯からの請求がございまして、世帯もしくは学校に預ける形で支給するというものでございます。奨学のための給付金についても同様でございます。

○来住委員 わかりました。

○新見委員 また、「いいね！地方の暮らしフェア」に戻るんですけれども、2月に行われた中で、地方の優良企業転職フェアというのを実施されているようですが、ここに参画した企業としては2つ上げられてますけれども、この2企業だけだったのか、そのほかにもあったのか。企業側のフェアに関する印象というか、感想というか、そこ辺ちょっと教えてください。

○石崎中山間・地域政策課長 この企業数につきましては、ブースの関係で各県2企業までということになっておりまして、2企業出したところは、12県全部ではございません。中には1社というところもございました。

宮崎県では、IT関係の2社にいただきました。こちらも、いろんな企業にアプローチしたんですけれども、時期的な問題等もございまして2社でございましたが、IT関係、今、非常に新規採用の意欲もあるということで御出店いただいたものでございます。

○新見委員 引き続き、新年度の事業の中でも、企業に来てもらうという同じような取り組みをされるわけ。

○石崎中山間・地域政策課長 これからの検討になりますけれども、やはり就職とかそういうことを考えますと、具体的な企業に出ていっていただかないと、なかなか具体的な動きにつながっていかないと考えておりますので、できれば県、行政だけではなくて、企業にも御参加いただけるような内容にしていければと考えております。

○新見委員 続いて、6ページのフードビジネス推進課の事業ですけれども、宮崎の食の魅力を発信するという取り組みは、これまで同じような取り組みがあったんじゃないかと思えます

けれど、今までのと今回新たに取り組まれる事業は、こういった部分が違いますよというのが何かあるんですか。

○黒木フードビジネス推進課長 これまでもフードビジネスの取り組みとしまして、食の魅力による誘客という点で言えば、旅行商品の造成ですとか、あと宮崎の県産品を生かした食づくりのコンテストとかやってまいりましたけれども、実際、民間の調査などを見ておきますと、宮崎県については食のイメージが強くて、おいしいという一方で、やはり情報が少ないという声があるものですから。そういった取り組みに加えて、今回こういう、ある意味、隠れた食の魅力掘り起こすという取り組みをさらに行いたいと考えて取り組むものであります。

○新見委員 この情報発信は、具体的には紙ベースも当然あるでしょうけれど、どういったやり方をされるんですか。

○黒木フードビジネス推進課長 紙ベースという点では、飲食店に取材等を行いまして、印刷物の印刷、配布も行いますし、あと専用のインターネット上のサイトを起こしまして、そこでの発信も考えております。

また、旅行雑誌との連携など、さまざまな広報媒体を使いましてPRをしたいと考えております。

○新見委員 10ページのRESASの活用ですけれども、このRESASについては、私も1回研修を受けたというか、講演会を聞いたんですけれども、本当にすごいデータを網羅して、いろんな取り組みができると期待するところなんですけれども。この事業内容の②、データを利活用した地域活性化方法の検討ということで、ワーキンググループを設置してから取り組まれるようですけれども、具体的にどういった方々が

このグループに加わられて検討されていくのか、ちょっと教えてください。

○青出木情報政策課長 ワーキンググループでございますけれども、実際に事業をやっている方々あるいは大学の先生、それから行政の県ですとか、市町村の職員、そういうさまざまな立場の人たちに集まっていたいて、こちらで検討していきたいと考えているところでございます。

○新見委員 このRESASは、講演会を聞いたときに、要するに通常のヤフーとかそういった検索は使えずに、グーグルクロームだけだったと思うんですが、この問題は変わってないんですか。

○青出木情報政策課長 いわゆるブラウザというインターネットのいろんなページを見るソフトがございますけれども、グーグルクロームでしか現在見れないというところがございます。

国におきまして、これをそれ以外の、例えばインターネットエクスプローラーですとか、そのようなブラウザでも見れるように、現在、検討を進めていただいていると伺っているところでございます。

○清山委員長 ほか、ございますか。

○満行委員 食の魅力再発見なんですけれど、よくわからないのもうちょっと詳しく教えてください。県内の全飲食店のメニューの中からお薦めのメニュー——先ほど隠れたメニューっておっしゃったんですけれど、定番だったらチキン南蛮とか、そういうもうブランドが確立されているものはあるんだろうと思うんですけれど、全飲食店のメニューって、その飲食店ごとに名前が違うのがいっぱいあると思うんですけれど、これはどうやって集める、集約するかというのがまずよくわからないんですけれど、

全飲食店のメニューって天文学的な数だと思うんですけど、それをどうやって集約、集計するのでしょうか。

○黒木フードビジネス推進課長 全ての飲食店ということで、A商店の何々というメニューをお薦めいたしますということで、推薦方法につきましては、県の広報紙を活用した、はがきによる推薦、また、専用ホームページを立ち上げてのネットによる推薦、そういったもので集計いたしまして、データを集めたいと考えております。

○満行委員 お店屋さんごとの積み上げということですか。

○黒木フードビジネス推進課長 はい、飲食店ごとのメニューごとということになります。

○満行委員 隠れたメニューって、どういうのを想定されているわけでしょうか。

○黒木フードビジネス推進課長 グルメ雑誌ですとか、あるいはグルメサイトですとか、いろんな情報が出ておりますけれども、県内の都市部ではないような地域では、なかなか口コミ情報ですとか、さまざまな情報が出てない。

しかしながら、その地域では愛されている、知る人ぞ知るといったメニューがございますので、そういったものを県外の方々に伝えて、誘客につなげたいと考えているところであります。

○満行委員 チキン南蛮とか、チキン南蛮カレーっていうのは、もうすごく有名だと思うんですけれど。その地方の田舎のメニューって、投票がそんなにふえたら隠れてるんじゃないかと、もうもともと有名なんだろうと思うんですけれど。どうしてもイメージが浮かばないんですが、「きっちょううどん」とかいろいろありますよね、それなんてもうメジャーだと思うんです。ここで言う隠れた新たなメニューっていうのが

よくわからないんですけど、本当に、都城の西岳のおそば屋さんとかっていうのが出てくるのか。僕は無理なんだろうと思うんですけど、どうでしょうか。

○黒木フードビジネス推進課長 先ほどからお話出ておりますように、チキン南蛮ですか、そういったもう本当に知られたようなメニューはあろうかと思うんですが、一方で、県外の方には知られていない、しかし宮崎県内のある地域においては非常に知られていて愛されている、そういったメニューがあるのだとしたら、それは十分観光資源にもなり得るのではないかと考えております。

○満行委員 わかりました。いいです。

○星原委員 今まで、いろいろ出た意見に関連してなんですが、結局、何かをしなくちゃいけないということで事業をやっているのか、こういうことが今の時代に求められているから、そういう事業をするんだとか、その基本的な考え方をどこに置かれて——この事業を考えたときに、さっきから出てる、「いいね！地方の暮らしフェア」にしても、宮崎の食の魅力だとか、そういういろんな事業を取り組む中で、世の中が求めているものに対してのことなのか、自分たちが何か事業をしなくちゃいけないので、取り組まざるを得ないんだという形で取り組んでいるのか。その辺をどう捉えたらいいんですか。

○井手総合政策課長 この後お願いする当初予算編成もそうなんですけれども、重点施策という形で進めております。

この重点施策、本県の総合戦略の、特に地方創生の始動プロジェクトを中心に考えております。その柱立てとしましては、新時代チャレンジ産業づくり、そして、世界ブランドのふるさとみやぎづくり、そして、2つのふるさとづ

くりと子育て支援ということになります。

いずれも、物の考え方としましては、本県内の産業振興を図り雇用の場をつくる、若者定着の基盤となる部分でございます。あわせて、本県の誇りなり、県民の皆さんの持つ誇りなり、地域の愛着をきちんと醸成をしていく、そういうための世界ブランド——そしてそれをうまく生かしながら、移住・U I Jターンにつなげる2つのふるさとと考えておりまして、これまでも申し上げてきたとおり、社会減対策として、雇用の場等、子育て環境をよくして、自然増も図っていくという好循環を目指した施策になります。

それぞれの事業に関しましては、やはり事業ニーズがあるということが、まず第一点だろうと考えておりまして、ここにやはり手を打って県事業としてやることによって、その関係の方々々が活性化してその分野で人がにぎわう、もしくは産業の振興が起こっていく、そして人がそこに集うということを考えて、事業構築をしているところでございます。

○星原委員 今、言われるとおりでだろうと思うんです。ただ、言葉が変わるだけで、やっていることはそう大きく変わってないと思うんです。この10年なら10年、狙う方向性というのは今みたいな形で、ただ言葉が変わってそうしてる。

やった事業は、これまでの中に、仮に過去10年なら10年間の事業の中でこういったものがどういう成果が出て、あるいはこういったものが厳しいので離していくとか、大抵やってきてるんだろうとは思いますが。いろんなものをするのに、九州なら九州は多分同じようなものが、農畜産物でも大体そう大差ないものができるだろうと、北海道と九州では違うだろうけれども、そういうもの。

このフェアをやられる上でも、フェアもどこも似たようなことをやっていくだろうなど。果たしてそういう形ですと過去やってきたから、その延長線上で少しずつやり方を、方法とかいろんな取り組みを変えていく。だけれども参加している人も多分同じような企業が大体参加して、新たな人たちが企業で毎年かわりながら、宮崎のいいものがちゃんと世間に出ていっているのかどうかとか、その辺をどういうふうに今後捉えていくのかということですよ。

それと、フェアをやれば確かに人を集めることはできるんですが、そこに来た人が仮に1万人いても、日本の1億の人口の中で見れば、もうほんの限られた数だと。そしたら1億の人に発信するとしたら、今の時代だったら、多分、インターネットとかそういうもので、写真でも動画でもいろんな形をどんどん発信していく形のほうが、人にふれる部分は多いんじゃないかと思うんです。

今、それはもう日本国内だけじゃなくて外国まで流れていくわけですから、そういうことにもう少し角度を変えて考え方をやっていく。専門の、どうやったらアクセスが多くなってく——見た目だったり、映像だったり、あるいは言葉だったり、いろんなものがあると思うんですけど、そういうものに特化した何かやり方を変えて、宮崎の魅力発信、あるいは食べ物でも何でもそうなんです、そういうものにも取り組んでいかないといけないんじゃないかなと思うんです。

東京で3,000人来まして、そういった中で、それでどう宮崎の魅力を発信したことになるのかというと、非常に厳しいんじゃないかなと。あるいは外国でもそうなんですけれど、どこでもいろんなことやると、デパートでフェアをやっ

て、かかった経費と費用対効果を見たりしたときに、これでどれだけ本当に実際に——あるいは今度その逆に、提供した企業なり、農家なり限られた人の部分しか多分扱ってないはずなんです。

そうじゃなくて、宮崎米とか、宮崎牛とかという、仮にそういうことのくくりでいったら、どうやって世界に情報を流していったらアクセスがいろいろ来て、それが商取引につながっていくとか、あるいはそういう分野のことをやることで、雇用の面とか、宮崎のよさとかということを知ってもらって、移住とかいろんなのが生まれてくるんじゃないかなと思うんですけど。やはりもう少し角度を変えた発想でものをやらないと、事業をやるのが目的になって、その事業の成果がどこまで出たかということの中で——宮崎の人口111万、減ってきてますよね。ふやすためには若い人たちを残さないかん。若い人たちが残って結婚でもして、子供がふえていかなくちゃいけないとしたら、そういう環境にあるのかどうかとか、そういう部分をちゃんと探りながらこれからやっていかないと、国内の競争もですが、海外との競争にも勝てないんじゃないかなと、そういう思いがするんで、何かそういうことに向けた違う形で。

やはり総合政策部がやることはそっちじゃないかな。それを今度ほかのいろんな部にこういう事業で取り組んでみてくれとか、何かそういうふうに考え方を変えてもいいんじゃないかな、そういう時代に来てるんじゃないかなと思うんです。そういう考えというか、そういう取り組みはなされてないんですか、どうなんですか。

○茂総合政策部長 我々、特に総合政策部は、星原委員が言われたような気概でやってきたつもりです。ただ、それが、なかなかまだ行き着

いてないというところがあるんだろうと思いますけれども。やはり、世の中が何を求めているのかということに立って、宮崎らしさ、宮崎ならではというか、宮崎から発信していきたいと、そういう事業をつくっていききたいというつもりでございます。

例えば、先ほど地方の暮らしフェアの話もありますけれども、これ、先ほど担当課長が申しあげましたけれども、ことしの2月に1日やったんですけれども、その反省ができないままに来年度の要求というような形になってまして、やはり本来は、最低でも2日は必要だろうなと思っています。

というのは、これは仕込みとか片づけるのに経費がかかるわけですから、1日というのはいかにももったいないなという話と、2日以上あれば、きょうやりました、あしたは来てくださいというPRもできるんですけれども、1日だと、きょうやっておしまいですという話になりがちなものですから。日数のことを含め内容をいかに特徴を出していけるかについては、またこれからもいろいろ意見を申しあげていきたいとは思っています。ただ、今のところ、こういう仕掛けになっているということでございます。

それと、あと、補助金行政とよく言われますけれども、いつも申しあげているのは、漫然と補助金を支給するのではなくて、不断に見直しをして、政策誘導的な補助金にしていかないといけないということで、やはり不断の見直しが必要だと思っています。

ですから、職員にもいつも言うんですけれども、漫然と仕事をしたらいけないと、常に危機感を持ってとんがってやっていくんだと、宮崎から発信していくという気概を持ってやっていくんだと言ってますので、今のお言葉を改めて肝に

銘じて、一丸となって取り組んでいきたいと思っています。

○星原委員 もう一点だけ。人を集め、住むとしたら、生活ができないとだめなんですよ。要するに、若い人を残そうとしたら、若い人がそこで生活して家庭を持って生きていける基盤となるものがあるかどうか、それが宮崎に備わっているかどうかということじゃないかなと思うんです。

ですから、私が思うのは、いつでも、農家でも、幾らいろんな政策を戦後70年やってきても、人口減少もあるけれども、後継者もずっと減ってきてますよね。国の予算、農林水産省の予算なんて、莫大な金が農業関係には出てきても、やはり最後は生活できるかどうかだと思うんです。

宮崎の農家を育てるとしたときには、納税できる農家がことし100軒あったとしたら、来年は200軒にふやしていこうとか、そういう発想で。税金を納めるということはもうかっているということですから、そういう発想でものを考えたときに、じゃあ、納税できるところを100軒、去年よりふやそうとしたときには、どういうことをしないとふえないかということが、多分出てくるだろうと思うんです。

そういう違う角度で発想を、あるいは企業でもそうなんですが、やはり宮崎で人の採用枠をふやしてきたところは、補助金やらいろんなこともあるかもしれないけれど、やはり利益追及がうまくいってる会社ですよ。やはりそういうところは、税金も納めていると思うんです。

そういう角度で、こういうことを言うてはどうかかわらんけれど、税金を納めてもらうためには何が必要なのかという、要するに角度を変えた発想とか、そういうものも取り入れていか

ないと。さっきから言うように事業をやればいだけの話は——皆さん方はもう責任がないから、こういうことをやって、ああいうことをやっていますと言うことで済むけれど、実際に生活している県民はそうじゃなくて、自分の暮らし、家庭を守らにゃいかん、そういう中でどういうふうにしてくれたら自分たちが生活できたり、若い人たちがそこに住むことになるか。いろんな事業をやるときに、そこに基本を置いた捉え方というのが、私は大事じゃないかなと思うんです。そういったものにどこまで金をかけ、ちゃんとした効果を出すためにはどこまで行かないと出ないんじゃないかという、そういうものもやはり。

総合政策部は、どこかでそういうことも一方で捉えながらやっていかないと、単なる事業をやっていけば、一生懸命仕事してますよって思うんだけど、成果として見たときにどうなのか、やはり考えていく時期にも来てるし。予算はなかなか限られて厳しくなってきたわけですから、あとは知恵だとか発想の違いで、どうほかの県との競争に打ち勝っていくかとかということじゃないかなと思うんですけれど。ぜひ新たな事業をやる場合には、そういう流れも入れながら取り組んでほしいなと思います。

○金子総合政策部次長（政策推進担当） まさにおっしゃるとおりかと思えます。

今回、補正でお願いしてあるやつは、いわゆる地方創生加速化交付金ということで、国の10分の10なんですけど、やはり事業をやった成果、K P Iと言われますけれども、あれを強く求められておる。

ただ、事業をやることだけで決して自己満足をしてはならなくて、やはりこれは、いわゆるローカルアベノミクスという形で、国がせっか

く用意してくれた全体1,000億円の大きな資金なんです。

我々としては1円でも多くとりに行くという形で、各部からもいろいろな事業を組み立ててもらっていますが、私ども総合政策部が窓口となっていて、事業のブラッシュアップとかも図ってまして、単に私どもの部は事業執行だけの部ではなくて、やはり総合政策という観点に立って、どうすればより効果があがるかとか、各部の事業の組み合わせとか、そういうような形でのアドバイスもしています。

委員おっしゃるとおり、ローカルアベノミクスの起点は、やはりいかに地域で稼げるかということが大事かと思っております。稼ぐという視点で、そこから給与の増があって、消費増という形で、地方においてもうまく循環するという流れをつくっていかないといけないし。先ほど御指摘もあったとおり、宮崎は周回おくれじゃないかということもあって、それはもう私どももそういった意味では他県の倍以上、知恵を出し、汗をかいていかないといけないと思いますので、今回の補正、それから来年度の当初予算も含めまして、しっかりと流れを加速化していく形で取り組んでまいりたいと思います。

○清山委員長 ほか、ございますか。

1つ、単純な質問。47ページの文化文教課なんですけれど、企画費のところの職員費が5,200万円の減額補正なんですけど、これって補正前の1億2,000万円から6,700万円にかなり減ってるんですけど、どういった理由なんですか。

○神菊文化文教課長 御説明いたします。

47ページの人件費、諸経費関係でございます。

まず、総務管理費の職員費、1,611万6,000円の増となっておりますが、これは私どもの課内にあります文教担当が、事務量の大幅増で職員

が4名増となったことによるものなどでございます。

それから、その下にあります企画総務費の職員費になりますが、こちらにつきましては、27年4月1日付で文化文教・国際課が文化文教課になり、国際部門が商工観光労働部のほうに移管されたということでありまして、その職員費が9名減となったと、それから、いずれも給与改定に伴う増はその中に含まれております。

○清山委員長 あとは質問じゃなくて、ちょっと意見なんですけれど、丸山委員が東京事務所の件でおっしゃってましたけれど、私も今年度、心に残った出来事として、我々が県外視察で東京に行って、県出身の若い人たちを市ヶ谷の東京ビルに集めて、今さまざまあった移住・U I Jターンの政策に関することや、さまざまな意見を聞いたんですけれども、そこに東京事務所の方が1人もいらっしゃらなかったんです。

せっかく市ヶ谷の東京ビルで県に対する政策を聞くのに、そこに集まってくださった県出身の若い人たちって、やはりみんな実際に意識高かったし、これからも非常に我が県のことを気にされている方だと思うんですけれど、そこに東京事務所の方が1人もいなかったというのが、とても残念な出来事だったと記憶してまして。そういうことでどういうふうにされてるのかなと、その直前まで、何かビルあたりをうろうろされてたということも聞きましたけれども、委員会の活動に、一々東京に行くのについてこいとは言いませんけれども、あのときの行事の趣旨からして、やはり誰かはいてほしかったなと思ったのが1つ、出来事としてありました。

○井手総合政策課長 大変失礼しました。

委員長おっしゃっている、東京若者フォーラムというグループが定期的に会合を開いていた

時期があります。最近は、ちょっと活動が低調になっているやに聞いてます。過去、総合政策課長が行って説明したり、意見交換したこともありまして、私も何度か参加して意見交換をしたことがあります。

再度、掘り起こして、そういう活動に参加できるようにつくってまいりたいと思います。実際、アラタナとかは、そのフォーラムの出身の方々が役員に入っていたりされてますので、非常に効果が高いと認識しております。

○清山委員長 今回、委員会の県外活動にあわせて、久しぶりにそうやって集まったということだったので、やはりそういうところ、何か久しぶりだったからこそ来てほしかったなとも思いましたし。ちょっと一言と思いました。

あと、もう一つも手短かに、このICTデータによる地域活性化推進事業で、RESASの普及に努めるということですが、先ほど質問があったワーキンググループを設置して、利活用方法を検討されるということなんです。これは情報政策課だけでできることを考えられたのかなと思うんですけれども、ぜひ県庁内でしっかり各部署で活用して、1つでもきちんと事例を出してほしいなと思っておりまして。県内の各部署で自治体アカウントを50幾つぐらい得られたという話を聞きましたけれども、宮崎県庁内でこのRESASを生かして成功事例をつくるのが、やはり一番最短の普及方法じゃないかなと思いますので、これはなかなか情報政策課だけじゃできないことかなと思いますから、ほかの各課、各部署、例えば商工なんかも県庁で把握できないハブ企業とか、さまざまところを把握できると聞いてますから、そういうところに対してさまざまな政策の営業をするなり、活用方法があると聞きました。

この間の秋のフォーラム、私も伺って、そして先月、また久しぶりに内閣官房の早田さんの話を聞いたんですけれども、この三、四カ月でも随分進化していて、またさらにデータがふえてますし、この4月からはNTTドコモのデータも加わって、より観光施策とかさまざまなことに生かせると思ったので、ぜひ全庁的にこのRESAS活用して、何か成功事例を早く出してほしいなと思いました。これはもう意見です。

○青出木情報政策課長 御趣旨も踏まえまして、県庁各課、各部連携を図りながら、事業を進めてまいりたいと思います。

○清山委員長 12時になりましたので。総合政策部は、その他報告事項の説明がございますので、ここで休憩しまして、1時再開といたします。暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後0時59分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

その他報告事項に関する説明を求めます。

○奥野統計調査課長 それでは、統計調査課から、II、その他の報告事項について御説明いたします。

委員会資料の12ページをお開きください。

まず、平成27年国勢調査結果（速報値）について御説明いたします。

国勢調査につきましては、国が先週金曜日、2月の26日で行われましたけれども、全国の人口及び世帯数について公表したのを受けまして、本県におきましても、同日、宮崎の速報値として公表させていただいたところでございます。

その概要でございますけれども、委員会資料に太線で囲ってお示ししておりますように、平成27年10月1日現在の本県の人口は、110万4,377

人、世帯数は46万2,620世帯となっております。

次に、詳細につきましては、お手元にお配りしております別冊の平成27年国勢調査人口速報結果の概要について、御説明させていただきたいと思います。

別冊の1ページをごらんくださいませ。

まず、1、宮崎県の人口についてでございます。本県の人口は、先ほど御説明しましたとおり110万4,377人で、5年前の調査結果と比べますと、3万856人、率にしまして2.7%減少しております。本県の人口は、平成7年をピークに減少を続けておりまして、今回もこれまでと同様の傾向が続いていると考えております。

次に、2ページをお開きください。

2、地域別人口としまして、本県の人口を県内8地域別に比較しております。

まず、上のグラフ、図の2-1、地域人口の推移（実数）をごらんください。地域別で最も人口が多いのは、宮崎・東諸県地域で県人口の約4割を占めております。

次に、下のグラフ、図の2-2をごらんください。このグラフでは人口の増減率を示しておりますけれども、今回、宮崎・東諸県地域の人口が減少に転じてしまいました。そのため、昭和50年以降、初めて県内全地域での減少ということになりました。

次に、右側の3ページをごらんください。

図の2-3では、各地域の人口が県全体に占める割合を示しておりますけれども、宮崎・東諸県地域が一貫して割合を大きくしております。また北諸県地域でも拡大傾向にございます。その他の地域は縮小傾向ということでございます。

次に、4ページをお開きください。

3の市町村別人口についてでございます。

図の3-1でございますけれども、この図では、市町村別人口を多い順番に並べておりますけれども、最も人口が多いのは宮崎市でございますまして40万1,156人、県人口の36%を占めております。次いで都城市、延岡市の順となっております。一方、最も人口が少ないのは、西米良村で1,089人となっております。

次に、右の5ページをお願いいたします。

図の3-2でございますけれども、この図では、市町村別の人口増減率を今回調査と前回の調査結果について示したものでございます。右側の黒い棒が今回の調査結果分でございます。今回、人口が増加したのは、三股町、綾町、木城町、宮崎市の4市町村でございます。このうち、綾町と木城町につきましては、前回の減少から今回増加に転じております。

次に、6ページをお開きください。

4、世帯についてでございます。世帯数は2,115世帯、率にして0.5%増加しております。下のグラフ、図4にありますとおり、世帯数につきましては、このグラフをつくっております昭和50年から一貫して増加してはおりますが、本県の人口は先ほどごらんいただきましたとおり、減少が続いておりますので、1世帯当たりの人口は減少が続いております。今回の調査では、これまでで最も少ない2.39人ということになっております。

平成27年、国勢調査結果（速報値）につきましては以上でございます。

続きまして、本日、公表を予定をしております平成25年度宮崎県県民経済計算の推計結果につきまして、その概要を御説明いたします。

委員会資料の13ページをお願いいたします。

御案内のとおり、県民経済計算は、本県の1年間の経済活動を付加価値の面から包括的に捉

えた指標でございます。

まず、主な指標についてでございますけれども、平成25年度の本県の経済成長率は、名目で3.0%の増、実質で3.6%の増となっております、いずれも2年ぶりのプラス成長となったところでございます。

また、県内総生産につきましては、名目で3兆6,060億円、実質で3兆8,560億円でございます。

一方、県民所得につきましては、2兆6,975億円となりまして、これを県内の総人口で割った1人当たり県民所得は240万7,000円となっております。

次に、同じく13ページの図-1をごらんください。

これは、国と本県の実質経済成長率の推移を示したものでございます。国においてはリーマンショックに伴いまして、平成20年度に大きく落ち込んだ後、東日本大震災の影響などによる平成23年度の成長率の大幅な低下を経まして、平成25年度は2.1%の増と上向きの状況となっております。

一方、本県でございますけれども、同じくリーマンショックに伴いまして、平成20年度と21年度はマイナス成長でございましたけれども、その後は、口蹄疫の影響などを受けながらもプラスで推移しておりまして、平成24年度にやや落ち込んだものの、平成25年度は再びプラス成長となったところでございます。

次に、その下の図-2をごらんください。

棒グラフは、1人当たりの国民所得と本県の県民所得の推移を示しております。県民所得につきましては、平成13年からおおむね210万円から220万円台で推移していたところでございますけれども、今回、平成25年度は240万7,000円と

なりまして、平成13年度以降、最も高くなって
おります。

また、折れ線グラフのほうでございますけれ
ども、1人当たり国民所得を100とした場合の県
民所得の水準の推移を示したものでございま
すけれども、平成19年以降は上昇傾向にござい
まして、今回の平成25年度は84.6%と、国民所得
との差は小さくなってきております。

続きまして、資料をおめくりいただきまし
て、14ページをごらんいただきたいと思いま
す。

県民経済計算は、生産、分配、支出の3つの
系列で推計しておりますので、それぞれの25年
度の特徴について御説明いたします。

まず、1、県内総生産の生産についてでござ
います。

これは、各産業の生産活動によって生み出さ
れた付加価値を名目値ベースで推計したもので
ございます。

内訳といたしましては、製造業や建設業が大
幅に増加しましたほか、サービス業や不動産業、
農林水産業なども増加したことによりまして、
全体では3.0%の増加となっております。

産業別の状況につきましては、14ページの表
をごらんいただきたいんですが、主なものを御
説明したいと思います。

まず、項目のところに第1次、第2次、第3
次と書いてございますけれども、まず第1次産
業でございますけれども、農業につきましては、
畜産や野菜などの伸びによりまして2.0%増加し
ております。水産業では、カツオやイワシなど
の漁獲量の伸びによりまして14.3%増加するな
ど、第1次産業全体としましては3.6%の増加と
なっております。

次に、その下の第2次産業についてでござい
ます。製造業は、化学製品などの伸びによりま

して9.7%の増加、建設業も民間建築部門が好調
であったことなどから14.4%増加したことによ
りまして、第2次産業全体としては11.4%の大
幅な増加となっております。

最後に、第3次産業でございます。運輸業な
どは減少いたしましたけれども、サービス業や
不動産業、情報通信業などが増加いたしました
第3次産業全体としては0.4%の増加となってお
ります。

続きまして、右の15ページをごらんください。

2、県民所得(分配)についてでございます。

これは生産活動により生み出された付加価値
が、どのように分配されたのかを推計したもの
でございます。

内訳としましては、賃金などの県民雇用者報
酬が0.3%と、わずかに増加した一方で、民間法
人企業などの企業所得が、12.6%と大幅に増加
したことなどによりまして、県民所得全体では
4.4%増加いたしましたして、5年連続の増加と
なったところでございます。

最後に、下の表でございますけれども、3、
県内総生産(支出)について御説明したいと思
います。

これは生産された付加価値につきまして、消
費や投資などの支出側から推計したものでござ
います。

内訳といたしましては、総資本形成が11.6%
の大幅な増加となりましたほか、民間最終消費
支出とか、政府最終消費支出も増加したことか
ら、全体では3.0%の増加となったところでござ
います。

統計調査課の説明は以上でございます。

○野口総合交通課長 総合交通課でございます。

常任委員会資料の17ページをお願いをいたし
ます。

東九州新幹線に関する大分県の発表に係る経緯と対応について御報告を申し上げます。

これまでの経緯と対応であります。まず1月18日に、大分県知事が定例記者会見において、記者からの質問に対しまして、大分県で独自に試算した東九州新幹線が開通した場合の所要時間等を発表をいたしました。

この発表が翌日に報道されましたが、現在、東九州新幹線鉄道建設促進期成会で実施しております調査の結果と混同される内容であったため、直ちに本県総合交通課から大分県の担当課であります交通政策課に連絡をし、発表された内容は大分県が独自に試算したものであることを確認し、同日以降の本県への取材に対し、大分県による試算であり、期成会の調査結果ではないことを説明をいたしました。

しかしながら、1月22日にも同様の報道がなされたため、大分県に対し、期成会の調査結果ではないことを報道機関に連絡するよう申し入れをしたところでございます。

この結果、大分県は、1月27日に、大分県内の報道機関11社に対し、下に記載しておりますけれども、1つには、大分県知事が定例記者会見で回答した内容は、大分県として試算したものであること、2つに、当該内容は宮崎県は関係していないものであること、3つに、当該内容は期成会が実施している調査事業の中間報告ではないことの3点について、連絡をしたと聞いております。

また、1月28日の総務政策常任委員会において、この件に関しまして御質疑等をいただいたところでございます。

その後、2月4日には、期成会の事務局長として、私が直接大分県の交通政策課長に対し、情報管理等を徹底するよう注意喚起を行ったと

ころであります。

翌週の2月8日には、4県1市で構成をしております期成会の幹事会におきまして、今般の経緯等について報告をし、改めて情報管理等について注意喚起を行ったところでございます。

また、先週の2月25日には、本県と大分県の両県知事が電話にて直接話をし、本県知事からは、以下にございますように、今回の調査を正確に伝え、現実を見据えた幅広い議論を行うことが大事であること、そのためにも期成会として足並みをそろえて、調査結果の発表を行うべきであることをお伝えをしたところでございます。

説明は以上でございます。

○石崎中山間・地域政策課長 それでは、常任委員会資料の18ページをごらんください。

祖母傾山系周辺地域のユネスコエコパークへの登録に係る申請書案の提出についてでございます。

まず、1の申請書案の提出についてでございますが、昨年12月の常任委員会で御報告いたしましたとおり、この地域の取り組みの骨子を記載した祖母傾ユネスコエコパーク申請書概要について、昨年11月に国の審査が行われ、審査結果に記載しておりますように、分科会の所見に対応しつつ、平成28年のユネスコへの申請に向けて準備を進めてよいとの結果となったところでございます。

これを受けまして、この地域の自然的、文化的特徴を詳細に記載した申請書案の作成を進め、先月22日に開催されました祖母傾ユネスコエコパーク大分・宮崎推進協議会において、この申請書案が決定され、2月26日に文部科学省へ提出したところでございます。

次に、2の申請書概要の審査結果への対応に

ついてでございますが、審査結果を受け、12月の御報告から2点変更等を行っております。

まず、(1)のゾーニングの見直しとしまして、3つあります地域設定のうち、緩衝地域の拡大を行い、全体的なバランスを調整いたしました。

資料の19ページの図をごらんいただきますと、3つの山の山頂付近の最も色が濃い部分、黒で塗ってある部分が核心地域、守っていく部分でございます。この区域に変更はございません。

その周囲の網掛けの部分が、申請書概要提出時の緩衝地域であり、国の保護林制度でございます森林生態系保護地域の保全利用地区の区域で設定しておりましたが、審査結果を踏まえ、国有林における国定公園の特別地域など、図の縦線の入った区域まで拡大したところでございます。

なお、今回の拡大で、延岡市の行藤山周辺を飛び地の緩衝地域として設定しております。行藤山には貴重な植生が残されていることや、県の青少年自然の家による環境教育の場にもなっていることから、緩衝地域としたところでございます。

それでは、18ページにお戻りください。

(2)の登録後の推進体制の明確化についてでございますが、ユネスコエコパーク登録後に両県統一の推進協議会や学術委員会のほか、行政機関の緊密な連携を図るための組織や、地域住民が参画する部会等を設置することとしたところでございます。

最後に、3の今後の予定でございますが、今後は関係省庁からの質問・要請等や5月ごろのMAB計画分科会による申請書案の内容確認への対応などといった調整を経まして、8月上旬に最終的な申請書の和文及び英文を提出することとなり、9月ごろの最終審査の後、日本ユネ

スコ国内委員会からユネスコへの推薦が行われる予定となっております。

早ければ、平成29年の夏ごろには、ユネスコの審査機関による審議・決定となる予定でありますことから、今後も引き続き関係市町や大分県などと連携し、登録に向けた取り組みとともに登録を見据えた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○清山委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありますか。

○丸山委員 国勢調査の結果が出たんですけれども、人口減少は覚悟してたんですけれども、県が地方創生に基づいて人口ビジョンを出してるんですが、それを見たときに、まだ全然対策打ってないもんだから、そんな大きな影響はないのかなと思ってるんですが、影響があるのかなのか、その下がりの度合いが予定していたよりも大きいのか、それとも予定どおりだったのか。

また、いろいろ産業の移り変わりがあるものですから、それがイコール今後の人口の、外に出ないように施策等含めて、つながってくるんじゃないかなと思って。基礎ベースがこの5年間でどういうふうになっているのかを少し教えていただくとありがたいかなと思ってますけれど。

○井手総合政策課長 県の総合計画で示していた人口ビジョン、総合計画は2010年の国勢調査値をもとに、人口の推計という形で2015年をあらわしておりました。計画時点では、2010年の人口値が113万5,000人で、2015年を110万7,000人と推計をしておりました。

したがって、今回、国勢調査値で見ますと、110万4,000人強ということで、推計以下の

推移ということで非常に厳しく受けとめていません。

この差異がどのようにして、何をもとに出てきたのかということに関しましては、現在、この国勢調査速報値でございまして、どの年代、いわゆる人口の5年年齢分の区分値でありますとか、男女別の区分値でありますとか、人口のどこから入ってきたのか、社会動態に関しまして、全く今のところ、まだ明かされておられませんので、その辺が情報として詳しく出た段階で分析をしてみたいと考えております。

○丸山委員 一番最初の基礎データが間違うと、どんどん大きく差が開いていくと思っておりますので、ぜひその辺をしっかりと調整してもらって、今の人口ビジョン、100万人を維持しようとしているはずなのに、逆に、もっと減る可能性も高いという感じになると、どうやってこ入れしなくちゃいけないのかは、早目早目の検証なり、また我々の情報提供なり、民間の活力を含めて、いろいろ提供をお願いしたいと思っております。

○清山委員長 ほかはございますか。

○丸山委員 あと、新幹線につきまして、今、報告、いろいろ経緯を伺ったんでありますけれども、いろいろ議会でも質問がありましたけれども、9月の補正のときには、いろいろ議論した後には本年度中に報告をと聞いてたもんですから。その辺の報告に関して、できれば来週から当初予算の審議にも入るものですから、その辺を含めて、情報管理をしっかりしていくという。大分県も含めてやってるんですが、どのような気持ちでやっていくつもりなのかを含めて、お伺いしたいと思っております。

○野口総合交通課長 今回の詳細につきまして、期成会において現在調査中でありまして、

何とか年度内に取りまとめて公表ができるように努力してまいりたいと考えております。

また、私どもとしましては、今回の調査につきまして、可能であれば常任委員会等で報告を行えないか、調査機関とも協議を行ったところでございます。そうした中で、現時点ではまだ調査の途中でありまして、調査機関においても数値のチェック等に時間を要するということから、そこにつきましては困難でありますけれども、年度内に取りまとめて、公表できるように努力してまいりたいと考えております。

○丸山委員 やはり議会サイドとしては、今年度は、2月定例県議会いわゆる3月の16日までが会期でありますので、それまでには何らかの報告なりあるのかなという思いでありました。

というのが、やはり非常に宮崎県にとって大きな新幹線という柱でありまして、これは議会として、委員会として、これを是とする——来住議員の、船出したわけじゃなくて、まだする前の調査なんだよという形だと思いますが、非常にこの500万円——1,000万円という非常に大きな予算を投じて、オーケーを出した予算なものですから、しっかり、我々がいる間にちゃんと報告をいただきたいなと思ってるんですが。工期を含めて3月31日までとしたのか、本来もう少し早く、3月じゃなくて2月末までにやってほしいとかいうことぐらいは言えたんじゃないのかなと思ってるんですがけれども。やはりそれぐらい時間を要するようなことというので、早目早目の調整というのはいけないものなんでしょうか。

○野口総合交通課長 調査委託期間を3月31日までとしていたところでございますけれども、御指摘のとおり我々も早くということいろいろ協議はしたところでございますけれども、正

直言しまして、まだ現在調査中でありまして、なかなか。年度内に取りまとめて公表ができるように、厳正な努力をしてみたいということでございます。

○丸山委員 報告の場合、中間報告とか、県の場合にはよく使いますよね。それも、中間報告も全くないまま、何も知らされずに終わってしまうということに、今、常任委員会の委員としては、非常に歯がゆい思いをしてみすけれども、中間報告でも何らかのことはできないんでしょうか。

○野口総合交通課長 実際まだ中間といいますか、データそのものが全部出そろってない状況でございます。トータルを見て御説明申し上げたいと考えておったものですから、なかなか一部といいますか、そういったものの報告というのは、非常に困難であると考えております。

○丸山委員 だけれど、委員会としては、本当に補正のときかなり厳しい議論をこの場でしたと思っております。本当にこの議会をちょっと軽んじているんじゃないのかなと感じられますので。確かに大分県との絡みもあるかもしれませんが、本来は議会がいつ終わるっていうのは、恐らくもう契約する前からわかっていたことではないのかなと思っておりますので、その辺の配慮もすべきではなかったのかなと思ってるんですが。3月31日までよりも3月の15日までとかいうふうに、本来は最低でもすべきだったと思ってるんですけど、その検討はどのようにされたんでしょうか。

○野口総合交通課長 私どもとしても、もちろん議会の日程承知しておりますので、調査機関ともいろいろ話をしたところでございますけれども、なかなか実際問題として、全ての調査がまだ終わってないというところもございまして、

いつの時点でまとめられるか、今も日々その作業を進めているところでございまして、大変申しわけないんですけど、現時点では、何とか取りまとめを急ぐように努力をしてみたいとしか、申し上げられない状況でございます。

○丸山委員 どういった発注とか、調査項目等はわかりませんが、今現在で、例えば100項目があつて、何%まででき上がっているという認識をすればよろしいでしょうか。

○野口総合交通課長 それぞれの項目につきまして、実はいずれも最終的なデータというのはまだどれもいただいておりません。それぞれの項目について、こういう形で調査をしているという説明は受けておまして、その一部について、こういう計算をしているということは聞いておりますというか、そういう説明は受けておりますけれども、例えば所要時間ですとか事業費については、最終的にこうだという結果みたいなものは、まだそれぞれいただいていないところでございます。

○丸山委員 例えば、細かいデータは別にしても、こういうふうな時間短縮、こういう計算式をもとに考えていますとか、そういう基本的な考え方とかは、多分もう決まってるはずじゃないのかなと思ってるんですが、それすらも我々には報告できないということなんでしょうか。

○野口総合交通課長 そういう調査の仕方といいますか、そこについては私どもも説明を受けながらやっておりますので、そこにつきましては、全てとはなかなか難しいでしょうけれども、時間の出し方といいますか、事業費の出し方については、一定のお話は何とか早くできるようにしたいと思っております。

○坂口委員 これはもう全てですけど、3月31日でもう全て終わるということはわかってるか

ら、公共事業でさえ、契約の納品の日は、工期は遅くとも3月25日ですよ。

そもそもこの契約のときに、いわゆる成果の納品日、仕様書なりでは、それは何日で契約されているんですか。コピーがあるんじゃないですか、契約書は。そこの中の仕様書に書いてあるんじゃないですか。

○野口総合交通課長 委託期間として、3月31日ということで契約を締結いたしております。

○坂口委員 だから、そこらが全く議会の頭に置いてない契約ですよ。新幹線に対しての県の意思の決定、まず最初に出てくる重大な判断材料の中の一つですよ。これはもう全てにおいてですけど、まず、契約のあり方から、考えていかないと。

議会を全く無視してるんなら構わないんです。無視しても、今度は庁内の作業として3月31日といったらもう、その日で年度終わりです。公共事業の工事で一番遅いのでさえ3月25日、そのある程度一定前に最後の完成検査というのをやるんですよ。そして、そこで問題があったら、ぎりぎりの時間を残して、それで念を入れて3月25日なんですよ。それで、野村がようやく切らないと言え、コンサルは野村だけじゃないじゃないですか。それでやれるところをまず最大限優先すべきです。あと、金の計算とかそんなのは、どこがやったってそんな大した差はないんだから。そこで差があるんなら、またその調査そのものが意味のないことだし。

やはり極力急がせて、またその返事を待って、委員会として我々の意思を決めないといかんから。知事が記者発表をやるのは、議会に確認して、我々が閉会中の委員会を開いて、その後でなきや。軽く見たら、これはもう議会に対して申しわけ立たんですよ。

どうですか、部長、記者発表を当然されるでしょうけれど、議会を無視した発表なら、もう入ってきたら即やられていいですよ、大分と一緒にやろうとか。でも、ここはそうはいかないですよ。これまでの委員会のこれだけクレームがついた疑義の多かった案件ですよ。だから、一日も早く、何日の日にその調査結果、野村から受けることが約束できましたということで、については議会の閉会中の委員会でも必要ならば日程調整に入ってくれということを経済局にさせていただかないと。それにあわせて、その後で知事は発表しないと、それで僕らに対しての重みをいかがとっておられるかというような判断せざるを得んから、それはもうお願いしておきます。

○清山委員長 よろしいですか。

今、報告急がれるということですけども、3月15日が閉会日なんですが、もしそれまでに何らかの報告ができるようだったら、わかり次第教えていただけると、会期中に委員会を開いて、そこで聞くという形も考えたいと思いますので、また何かしらめどが立ったら教えていただけるとありがたいです。

ほか、ございますか。よろしいですか。

○坂口委員 これ、ひとつ参考までにですけど、例のユネスコのエコパークでゾーニング見直されたということで、鬼の目山の森林資源保存林というのが追加されたって、これはいいことだと思うんですけど、具体的に、例えば鬼の目山というのは、30年前ぐらいになりますかね、宮崎がレッドデータブックにつながる前の希少動植物調査っていうのをやられたときに、ここでツチビノキっていう、世界でここにしかないよというのが出ましたよね、そこらとの絡みなんですか、これ。

○石崎中山間・地域政策課長 そういった貴重な植生が残されているということと、原生の杉がございまして、地元住民も参加して保護活動等が行われているということもございまして、今回追加したところでございます。

○坂口委員 そういう趣旨でだったらすごくいいことだと思うんですけど、僕の記憶が全く間違いでなければ、もう30年ぐらいになると思うんです。僕が議会に来るまで以前のことだった。世界で宮崎にしかないっていう植物が11種類あって、その中の1つがここのツチビノキっていうやつで、それで川南湿原のヒュウガホシクサというのが絶滅してしまったと、その後、また1つ見つけて11に戻ったというんですけど。そういったものもあるので、せっかくの機会だから、そこらもまた丁寧に扱っていただくと。これは要望に。

○清山委員長 ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、その他で最後に何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 1 時36分休憩

午後 1 時42分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○成合総務部長 総務部でございます。よろし

くお願いいたします。

御説明に入る前に御報告を申し上げます。

去る 2 月28日、日曜日に、気象台から硫黄山の火山周辺警報が発表されました。これに伴い、関係機関で立ち入り規制などの対策を講じたところであります。引き続き、登山者や観光客等の安全の確保を図ってまいります。

なお、詳細につきましては、後ほど危機管理局長から説明させますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日、御審議いただきます議案について御説明いたします。お手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

委員会資料の 1 ページをお開きください。

平成27年度 2 月補正予算案の概要についてであります。

今議会に提出しております一般会計の補正予算案は、国の平成27年度補正予算の成立及び公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであります。

補正額でございますが、そこに記載のとおり84億8,271万4,000円の減額となっております。なお、括弧書きで書いてございますが、国の補正予算に伴う経費として、153億3,616万7,000円を計上しております。この結果、一般会計の予算規模は6,979億6,430万円となります。

この補正による一般会計の歳入財源の主なものといたしましては、下のほうに記載してございますが、県税が50億円余、地方消費税清算金が56億円余、地方交付税が19億円余のそれぞれ増額、一方、国庫支出金が78億円余、繰入金が69億円余、諸収入が64億円余のそれぞれ減額となっております。

2 ページをお開きください。

一般会計の歳出の款ごとの内訳でございます。

表の3列目をごらんいただきますと、今回の補正額の欄に、今回の補正額の全体を記載しております。

また、その右側の内数になっておりますが、4列目の「うち、国の補正予算に伴うもの」の欄のほうに、国の補正予算に伴う補正額を内数として示してございます。

補正額全体といたしましては、上から2番目の総務費が、県税や地方交付税等の増収に伴う県債管理基金等への積立金の増、それから一番下の諸支出金が、地方消費税清算金、地方消費税交付金の増等によりまして、それぞれ増額となっております。

また、そのほか、衛生費でございますが、衛生費と土木費で増額となっております。それ以外につきましては、いずれも減額であります。

次に、国の補正予算に伴うものにつきまして主なものを申し上げますと、上から3番目の民生費でございますが、これは介護人材、保育人材の確保を図るため、修学資金や就職準備金等の貸付事業を支援する事業等を行うものであります。

次の衛生費でございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する事業の財源といたしまして、国の交付金及び県費を地域医療介護総合確保基金に積み増しするものであります。

1つ飛びまして、農林水産業費は、TPP対策関連事業といたしまして、地域農業の担い手となる経営体の規模拡大や経営の多角化等を図るため、農業用機械等の導入を支援する事業、また農地の生産性向上等を図る公共土地改良事業等を行うものであります。

1つ飛びまして、土木費は、道路事業などの

公共事業の増額を行うものであります。

その他、商工費等につきましては、地方創生加速化交付金を活用いたしまして、健康に着目した新たな成長産業の創出や多様な労働力の確保、また、世界農業遺産に認定されました高千穂郷・椎葉山地域の戦略策定やプロモーション等を支援する事業等を行うものであります。

なお、地方創生加速化交付金でございますが、事業の円滑な執行のために、交付決定前でございますが、国のほうからの指示もございまして、今回の補正予算に計上させていただいております。そのため、実際の執行は、3月末までに国の決定・通知がなされる見込みである交付決定額の範囲内で行うこととしております。

また、資料のほうには記載しておりませんが、今回の補正において、県単独の道路事業や河川事業等につきまして、今年度中の支出を伴わない債務負担行為いわゆるゼロ県債を10億円ほど設定させていただいております。国のゼロ国債を受けて行う別の道路事業や漁港事業等の約4億円とあわせまして、28年度当初予算計上の公共工事の年度内の早期発注あるいは施工時期の平準化を図ることとしております。

資料の8ページをお開きください。

総務部における27年度2月補正の課別集計表であります。

今回お願いしておりますのは、総務部の一般会計と特別会計を合わせた補正額は、太枠で囲みました補正額の欄の一番下にありますように、178億1,807万5,000円の増額補正をお願いするものであります。この結果、2月補正後の予算額は、右から3列目になりますが4,924億4,114万1,000円となります。

予算議案については以上でございます。

次に、特別議案について御説明いたします。

その右側の資料の9ページをごらんください。

特別議案といたしまして、この9ページから13ページまでになりますが、ここに記載の議案第63号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」など、4件でございます。

次に、報告事項でございます。

資料の15ページをお開きください。

報告事項でございますが、損害賠償額を定めたことについてであります。これは県有車両による事故の損害賠償額につきまして、地方自治法第180条第2項の規定(専決処分)に基づき、御報告するものであります。

最後に、その他報告について、次の16ページでございますが、本日、御報告いたしますのは、ここに記載の宮崎県公共施設等総合管理計画(素案)についてなど、4件についてお願いしております。

それぞれの詳細につきましては、危機管理局长及び担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○阪本財政課長 それでは、恐れ入ります、委員会資料3ページにお戻りください。

一般会計の補正予算の歳入について御説明いたします。

真ん中の四角囲みの2月の欄をごらんください。今回の補正額でございます。歳入を2つに分けております。自主財源が24億9,670万8,000円の減額、依存財源につきましても59億8,600万6,000円の減、歳入合計としまして、補正額と同じ84億8,271万4,000円の減となっております。

中身につきましては、次の4ページ以降で御説明いたします。4ページをお開きください。

まず、上の2つ、県税と地方消費税清算金につきましては、後ほど税務課長から説明申し上

げます。

3つ目の分担金及び負担金でございますが、今回は2億2,300万円余りの増となっております。これは国の補正に伴う公共事業等の増によりまして、分担金、負担金それぞれが増となっております。

2つ飛びまして、寄附金でございます。5,200万余の増となっておりますが、内訳の1つ目の○、総務費寄附金3千25万9,000円の増となっております。これは、いわゆるふるさと応援寄附金、これにつきまして、県分につきましても一度9月で補正をいたしておりますが、その後も歳入の増が見込まれますことから、約3,000万円の補正増をお願いしているところでございます。

それから、繰入金につきましては、69億3,800万余りの減となっております。主な項目の中の2つ目の◎の1つ目、財政調整積立金繰入金、これは財政課所管の繰入金でございますが、今回の補正によりまして繰り入れが不要となりましたので、58億6,900万余りの減としております。

5ページをお開きください。諸収入、64億4,300万余りの減となっておりますが、主なものとしまして商工貸付金元利収入、これは商工の貸付金、年度当初に貸し付けをいたしまして年度末に返ってくる分、この歳出の減がございましたので、その分の元金収入も同額の減となっております。57億余りの減でございます。

それから、次の地方譲与税から交通安全対策特別交付金までにつきましては、国の交付決定に伴う増減でございます。

国庫支出金につきましては、国の交付決定、それから今回の国の補正に伴う増、それぞれプラスマイナスございまして、トータルで78億4,900万余りの減となっております。

最後に、6ページをごらんください。

県債でございます。これもやはり特に大きいのは、主な項目の下から2つ目、災害復旧。災害がことし余りございませんでしたので30億円余りの減、それから前後しますが、上から3つ、総務費、農林水産業費、土木費、これはそれぞれ今回、国の補正に伴いまして、補正増をいたしておるものでございます。

最後に、一番下の臨時財政対策債、これにつきましても最終的に交付税とともに決定された額に伴いまして、12億ほどの補正増をするものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○高林税務課長 税務課から地方消費税清算金及び県税収入の補正予算につきまして御説明いたします。

委員会資料の3ページにお戻りいただきたいと思っております。

まず、地方消費税清算金につきましては、表の上から3段目、太枠で囲みました今回補正額の欄に記載しておりますとおりの、56億2,639万円の増額補正をお願いするものであります。

これは清算対象期間であります平成27年2月から平成28年1月までの本県を含めました全国の地方消費税総額が、当初の見込みよりも多かったことなどによるものでございます。

次に、県税収入につきましては、7ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

県税全体につきましては、表の一番上の段となりますが、県税計の予算額①の欄のとおり、当初896億4,000万円を計上していたところでございますが、今年度の収入見込額につきましては、現計予算額に比べ、個人県民税、地方消費税などの税目で増収が見込まれますことから、収入見込額②の欄のとおり、946億5,000万円、

現計比105.6%としております。その結果、その右の「補正額②－①」の欄にありますとおりの50億1,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、増減の大きかった主な税目について御説明いたします。

補正額の欄をごらんいただきたいと思います。まず、上から2段目の個人県民税でございますが、これにつきましては、企業の業績好調による給与所得の増が見込まれること、また株式等の譲渡所得が見込みより多かったこと、及び上場企業等からの配当による配当所得の増によりまして、6億4,519万円余の増としております。

次に、その5つ下の譲渡割地方消費税とその下の貨物割地方消費税につきましては、税制改正の影響により税率が引き上げられた影響によりまして、譲渡割地方消費税が37億7,509万円余、貨物割地方消費税が4,325万円余のそれぞれ増としております。

最後に、下から3段目の軽油引取税につきましては、ディーゼル自動車の減少や貨物自動車の輸送量の減少などにより、軽油の需要が減少したため、1億5,070万円余の減としております。

説明は以上でございます。

○菓子野総務課長 総務課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、61ページをお開きいただきたいと思っております。

総務課の補正額は、1億6,134万4,000円の減額をお願いしております。この結果、総務課の予算額は、右から3列目になりますけれども、13億2,618万9,000円でございます。

それでは、主な補正内容について御説明いたします。

63ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、中ほどの文書管理費、191万7,000円の減額、次の(事項)浄書管理費、248万4,000円の減額は、いずれも事務費の執行残でございます。

ページ変わりました、64ページをお開きください。

上から2つ目、文書センター運営費、999万3,000円の減額であります。説明事項の1から4までは、通常の運営費の執行残であります、5の文書移転事務費は文書センターの移転整備に伴う県庁6号館の改修工事の入札残等であります。文書センターは、来年度10月の開館を目指して、本年度に改修工事を終え、来年度当初、公文書の移転作業を行う予定にしております。

次に、庁舎公舎等管理費、3,934万8,000円の減額であります。これは、本庁舎や総合庁舎等の清掃・警備委託料等の入札残や光熱水費等の執行残などです。

次に、防災拠点庁舎整備事業費、616万6,000円の減額であります。防災拠点庁舎は、平成27年度に基本設計、平成28年度に詳細設計、平成29年度に工事着工を予定しております。

今年度の減額補正は、関連工事であります5号館の外構解体工事の設計費用、臨時外来駐車場の設計費用の入札残、また地盤調査料等の執行残が主なものでございます。

ページ変わりました、65ページでございます。

(事項) 県有施設災害復旧費8,161万2,000円の減額でございます。これは、台風等の災害が少なかったことによりまして、庁舎等の災害復旧費の執行残があったものでございます。

説明は以上でございます。

○片寄人事課長 それでは、人事課の2月補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の67ページをお願いいたし

ます。

人事課の平成27年度の2月補正予算は、545万9,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目でございますけれども、補正後の額の欄にありますように41億7,774万6,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

69ページをお願いいたします。

(目) 一般管理費で1,657万9,000円の増額補正でございます。内訳としましては、まず、(事項) 職員費で2,422万円の増額補正となっております。これは、給与改定に伴うもののほかに、人事課の職員が増員となったこと等による増額をお願いするものであります。

次に、その下の欄の(事項) 人事調整費で764万1,000円の減額補正であります。これは、説明の欄にありますように、1の赴任旅費及び3の非常勤職員の公務災害補償費、4の本省等への派遣研修職員宿舍借上料の経費について、いずれも執行残に伴う減額補正を行うものであります。

2の地方公務員災害補償基金負担金につきましては、知事部局の職員の公務災害または通勤災害による補償に係る負担金を計上しておりますが、負担金の算定率が若干変動したことによりまして、負担金の増額を行うものであります。

次に、(目) 人事管理費で2,203万8,000円の減額補正であります。内訳としましては、まず、

(事項) 人事給与費で197万1,000円の減額、次の(事項) 県職員研修費で498万9,000円の減額。1ページおめくりいただきまして、70ページをお願いいたします。(事項) 職員派遣研修費で1,027万8,000円の減額、次の(事項) 東日本大震災被災地職員派遣事業費で480万円の減額で

ありまして、いずれも執行残に伴う減額補正であります。

以上で、人事課の補正予算の説明は終わります。

続きまして、特別議案の内容につきまして、お手元の常任委員会資料で御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

議案第67号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由についてであります。平成27年4月の人事委員会による民間給与の調査の結果、職員の給与が民間の給与を下回っていたことから、人事委員会より、この格差を解消するための給与改定が必要との勧告があったこと等を踏まえまして、職員の給与に関する条例等について、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。

まず、給与等の月例給は、(1)にありますとおり、人事委員会勧告に基づき、1.02%引き上げを行います。具体的には、①の給与表は国に準じて改定し、初任給層を中心としつつ、全ての号給について引き上げを行います。

次に、②の初任給調整手当、③の地域手当及び④の単身赴任手当につきましては、国に準じた改正を行います。

次に、⑤の給与制度の総合的見直しに伴う経過措置の取り扱いの見直しについてでございます。平成27年4月から、国に準じて給与制度の総合的見直しを実施しており、これは給与を平均2%引き下げの一方で、地域手当等を上げるといふ給与配分の見直しを行う制度改正であります。

給与が平均2%引き下げとなることから、激変緩和のための経過措置として、総合的見直し

の前日において受けていた給与月額を現在支給してございます。

しかしながら、本県の場合、昇給が4月でありますことから、経過措置として支給する総合的見直しの前日において受けていた給与月額は、昇給前の給与月額となり、国を初めとした1月に昇給する団体と比べますと、経過措置の額が低いという状態が生じることとなります。

このため、経過措置として保障される額を総合的見直しがなかった場合に、平成27年4月1日に受けることとなる給与月額に改めることといたします。このことにより、国と同様に1回昇給した後の給料月額を支給することとなります。

次に、⑥でございます。これは平成22年度から特例的に行っている行政職6級相当以上、いわゆる課長級以上でございますけれども、かつ55歳を超える職員に対する給与等の1%減額措置を廃止するものであります。

次に、(2)の特別給いわゆるボーナスでございますけれども、人事委員会勧告等に基づき、勤勉手当の支給月数を0.1月、再任用職員につきましては、0.05月引き上げを行います。具体的には一般職員を例にしますと、表の左側の改正後の欄にありますとおり、平成27年度は、12月期の勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げ、0.85月といたしまして、年間では4.2月となります。

また、28年度以降は、一番下の欄になりますが、この引き上げる0.1月を6月期と12月期の勤勉手当に割り振りまして、それぞれ0.8月とし、年間では平成27年度と同様4.2月となります。

次に、(3)のその他の改正につきましては、まず、①にありますとおり地方公務員法の改正に伴い、これまで人事委員会規則で定められていた給与表の級ごとの基準となる職務を給与条

例に定めます。

ここに行政職給料表の例を掲げておりますけれども、例えば、1級、主事または技師の職務、また6級ですと、本庁の課長の職務と各級ごとに基準となる職務を定めるものでございます。

また、②にありますとおり、法令等の改正に伴う引用条文や文言の改正等を行います。

次に、3の改正を要する条例につきましては、職員の給与に関する条例など、8つの関係する条例となります。

最後に、4の施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成27年4月1日に遡及して適用いたします。

ただし、地域手当、単身赴任手当及び特別給の28年度以降の分並びに法令等の改正に伴う条例の改正につきましては、平成28年4月1日から施行いたします。

続きまして、12ページをお願いいたします。

議案第68号「議会の議員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由についてであります。県議会の議員及び知事等の特別職の期末手当につきましては、これまでも国の特別職や指定職に準じて改正してきたところでありまして、今回、国の特別職等について、支給月数の改定が行われることから、これを踏まえた所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。国の特別職等に準じて、本県の特別職の期末手当の支給月数を0.05月引き上げを行います。具体的には表の左側の改正後の欄にありますとおり、平成27年度につきましては、12月期の期末手当の支給月数を0.05月引き上げまして1.675月とし、年間では3.1月から3.15月となります。

また、平成28年度以降は、一番下の欄になり

ますが、この0.05月を6月期と12月期に割り振りまして、年間では平成27年度と同様に3.15月となります。

次に、3の改正を要する条例であります。県議会の議員や知事など、関係する6つの条例について改正を行うものであります。

最後に、4の施行期日についてであります。公布の日から施行し、平成27年4月1日に遡及して適用いたします。

ただし、平成28年度以降分につきましては、平成28年4月1日から施行します。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉村行政経営課長 行政経営課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料、先ほどの横向きの資料の71ページをお願いいたします。

行政経営課の平成27年度2月補正予算は、330万円の減額であり、補正後の予算額は1億530万4,000円となっております。

主なものについて御説明いたします。

ページをめくっていただきまして、73ページをお願いいたします。

ページの下の方（目）文書費（事項）法制費、141万5,000円の減額であります。これは法人の公益性の認定、監督等に係る諮問機関として設置しております宮崎県公益認定等審議会の開催経費の執行残などによるものであります。

行政経営課につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○阪本財政課長 では、財政課の補正予算について御説明いたします。

同じく歳出予算説明書の75ページをお開きください。

財政課、一般会計と特別会計、公債管理特別

会計合わせまして、補正額115億7,393万7,000円でございます。右から3番目、補正後の額が4,335億8,166万5,000円となっております。

では、まず一般会計について御説明いたします。

77ページをごらんください。

一般会計、一番左上、123億5,700万余の増でございます。内訳としまして、真ん中あたり、まず(目)財産管理費、133億3,000万余りの補正増でございます。内訳としまして、1つ目の(事項)財政調整積立金、6億5,100万円余、その次の(事項)県債管理基金積立金、126億7,200万円余、これはいずれも今回の2月補正に伴います収支残を積み立てるものでございます。

78ページ、真ん中あたりの(款)公債費につきましましては、マイナスの9億8,000万円余となっております。内訳としまして、1つ飛びまして(目)の元金が8,700万円余の増、2段飛びまして(目)利子、こちらが10億4,800万円の減となっております。いずれも所要見込みが増減いたしました関係での元金の増、利子の減となっております。

最後に、79ページ、公債諸費、これはいろいろな県債を発行するに当たりまして手数料等がございます。これが2,000万余の減となっております。

続きまして、80ページをごらんください。

公債管理特別会計でございます。こちらが7億8,300万円余の減額となっております。内訳としまして、2つ飛びまして(目)積立金、こちらが6,660万円の増となっております。これは償還元金の年度割の積み立てを補正増するものでございます。

次の真ん中あたりの(項)公債費でございます。これは8億5,000万円余の減額でございます。

内訳としまして、先ほどの一般会計と同じようなことでございますが、元金につきましましては1,100万円余の増、利子につきましましては、8億4,900万円余の減となっております。いずれも所要見込額の増減による補正でございます。

最後に、81ページ、公債諸費につきまして、先ほどの一般会計と同じく県債の発行手数料、これが所要見込額の減によりまして1,200万円余の減となっております。

財政課につきましましては以上でございます。

○高林税務課長 税務課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の83ページをお開きいただきたいと思っております。

税務課の2月補正予算は、70億2,035万7,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は454億3,955万6,000円となります。

それでは、補正予算の主なものについて御説明いたします。

85ページをお開きください。

中ほどに記載しております(事項)賦課徴収費でございますが、4,834万円の減額をお願いしております。その主なものといたしましては、まずその下の説明欄、1の(1)徴税活動経費でございますが、県税の徴税活動に必要な納税通知書等の印刷費、郵送料、税務電算システム機器の賃借料等の執行残に伴いまして3,120万3,000円の減額、また2つ下の(3)個人県民税徴収取扱費交付金ですが、個人県民税の賦課徴収は、市町村長に法定委任されておりますことから、その経費を市町村へ交付するもので、その所要額が当初見込みよりも下回ったことにより、1,526万4,000円の減額となるものでございます。

また、その下の(4)地方消費税徴収取扱費交付金ですが、地方消費税の賦課徴収は、国が消費税の賦課徴収とあわせて行うため、その賦課徴収事務に係る経費を都道府県は国に徴収取扱費として支払うことになっており、その算定基礎となっております地方消費税収入額が当初の見込みを上回ったことにより、1,436万9,000円の増額となるものでございます。

ページをめぐっていただきまして、86ページをごらんいただきたいと思っております。

上のほうの3、管理機能の充実費の(3)税務電算トータルシステム運営費でございますが、社会保障・税番号制度のシステム整備費等の執行残に伴いまして、1,177万円の減額をお願いしております。

次に、3行下の(款)諸支出金につきましては、全体で70億7,182万円の増額をお願いしております。まず、(事項)地方消費税清算金ですが、これにつきましては、本県に納付されました地方消費税について、都道府県間で清算を行うために支出するものでございまして、平成27年2月から平成28年1月までの対象期間の実績等に基づき、37億1,144万5,000円の増額としております。

次の利子割交付金から次のページの自動車取得税交付金までの事項につきましては、いずれも税収の一定割合を市町村に交付する法定交付金ではありますが、それぞれ交付金の算定対象期間の税収の増減に伴いまして、補正をお願いするものでございます。

まず、利子割交付金につきましては620万4,000円の減額、次に配当割交付金が1億4,352万7,000円の増額、次に株式等譲渡所得割交付金が2億5,369万3,000円の増額、次に地方消費税交付金が28億2,948万1,000円の増額、次にゴルフ場

利用税交付金が1,100万8,000円の増額、次に自動車取得税交付金が1億2,968万9,000円の増額となっております。

88ページをごらんいただきたいと思っております。

利子割精算金につきましては、本県で徴収しました利子割県民税のうち、他の都道府県に帰属すべき額につきまして、関係する都道府県で精算するために要するものでありまして、81万9,000円の減額となっております。

補正予算につきましては以上でございます。

次に、資料変わりました、常任委員会資料の9ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第63号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正理由でございますが、地域再生法の改正によりまして、県税の不均一課税、これは通常の税率より低い税率により課税することを申しますが、この不均一課税を行った場合の減収につきまして、地方交付税の対象となります制度が創設されましたことから、関係規定の改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、事業税、不動産取得税及び固定資産税につきまして、地域再生法の不均一課税を実施するため、関係規定の整備を行うものでございます。

対象者につきましては、県の地域再生計画が国の認定を受けました昨年10月8日以降に、県の計画に基づき、個別の事業計画を作成して、知事の認定を受けた上で租税特別措置法に定められた一定以上の取得額の特別償却設備を新設または増設した法人等が対象となります。

なお、本社機能を東京23区から移転させたものが移転型、地方にある本社機能を充実させるもの、または東京23区以外の地域から本社機能

を移転させたものを拡充型とされておりますが、それぞれの対象となります税目や税率が、それぞれ異なっておりますことから、現在、国から示されております減収補填率に基づき、不均一課税の税率を設定したものでございます。

例を挙げますと、事業税の不均一課税は、移転型のみの対象となりまして、3カ年に限りまして初年度は本来税率の2分の1、2年度目は4分の3、3年度目は8分の7となっております。また、不動産取得税の不均一課税は、移転型、拡充型とも対象となりまして、どちらも本来税率の10分の1となっております。

また、その他所要の改正についてでございますが、今回の改正に伴いまして、条ずれが発生しますことからこの整理を行うものでございます。

最後に3の施行期日でございますが、公布の日から施行し、適用は県の地域再生計画が認定を受け、告示された平成27年10月8日から遡及して行うこととしております。

説明は以上でございます。

○平原市町村課長 市町村課の2月補正予算につきまして御説明をいたします。

資料が変わりまして、歳出予算説明資料の89ページをお願いいたします。

市町村課の補正予算は、2億8,099万1,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は右から3列目ですが20億6,060万円となります。

主なものについて御説明をいたします。

91ページをお願いいたします。

まず、1つ目の(事項)地方分権促進費の707万5,000円の減額であります。これは、権限移譲した事務の執行に要する経費として市町村に交付する権限移譲交付金の額が確定したこと等による減額であります。

次に、下のほうの(事項)自治調整費の2,658万4,000円の減額であります。主なものとしまして、説明欄の5の住民基本台帳ネットワークシステム事業費が1,699万4,000円の減額となっております。これは住基ネットシステムを運用するため、全都道府県共同で負担しております経費について、本県の負担金額が確定したこと等による減額であります。

次に、下のほうの(事項)自治調整費の2,658万4,000円の減額であります。主なものとしまして、説明欄の5の住民基本台帳ネットワークシステム事業費が1,699万4,000円の減額となっております。これは住基ネットシステムを運用するため、全都道府県共同で負担しております経費について、本県の負担金額が確定したこと等による減額であります。

次に、92ページをお願いいたします。

上のほうの(事項)市町村振興宝くじ事業費の1,558万3,000円の減額であります。これは、市町村振興宝くじとして発売されたサマージャンボ宝くじとオータムジャンボ宝くじの収益金等の配分額が確定したことに伴い、宮崎縣市町村振興協会に対する交付金を減額するものであります。

次に、93ページをごらんください。

下のほうの(事項)県議会議員選挙執行費の2億2,844万7,000円の減額であります。これは、昨年4月に執行いたしました県議会議員選挙執行費の執行残でございます。

主なものとしましては、立候補者数の確定等に伴いまして、投開票経費などとして市町村に交付しております交付金や立候補者のポスター印刷経費などの公費負担分に執行残が生じたものでございます。

補正予算の説明は以上でございます。

次に、資料が変わりまして、常任委員会資料の13ページをお願いいたします。

議案第75号「宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」でございます。

まず、1の改正の理由であります。住民基本台帳法の一部改正に伴いまして、関係事務の削除を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。住民票の記載事項のうち、住所、氏名、生年月日等の本人確認情報につきましては、市町村長から知事に通知がなされまして、知事においてこれを保存しております。これを都道府県知事保存本人確認情報と呼んでおります。

この都道府県知事保存本人確認情報につきましては、住民基本台帳法または条例で定める事務を遂行する場合などに限り、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて利用できるということになっておりまして、本県ではこの条例の別表第1で12項目の事務を定めております。

これらの事務のうち、納税の告知や督促、滞納処分など、県税等の賦課徴収に関する事務が、住民基本台帳法の一部改正によりまして、同法に基づいて本人確認情報を利用できる事務として追加されましたことから、重複する本条例の該当事務を削除するものでございます。根拠法令は変わりますが、実際の取り扱いは変わりません。

最後に、3の施行期日は公布の日からといたしております。

説明は以上であります。

○中原総務事務センター課長 総務事務センターの補正予算について御説明いたします。

資料が変わりまして、歳出予算説明資料の95ページをお開きいただきたいと思っております。

2月補正予算は、3,652万5,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は9億1,591万4,000円となります。

それでは、補正予算の主なものについて御説明いたします。

おめくりいただきまして、97ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)総務事務センター運

営費であります。219万4,000円の減額をお願いしております。これは、本庁及び各地区の総務事務センター運営等に要する経費の執行残でございます。

次に、ページの一番下の(事項)健康管理費であります。784万5,000円の減額をお願いしております。これは職員の体や心の健康に関する健診、相談等の経費の執行残でございます。

おめくりいただきまして、98ページをお開きください。

ページ中ほどの(事項)車両管理事務費であります。506万6,000円の減額をお願いしております。これは、県有車両の維持管理に要する経費の執行残でございます。

最後に、同じページの一番下の(事項)恩給及び退職年金費であります。665万円の減額をお願いしております。これは、もと警察職員の恩給対象者の減による執行残でございます。

総務事務センターは以上でございます。

○郡司危機管理局長 危機管理課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の99ページをお開きいただきたいと思っております。

危機管理課の補正額は、1,796万9,000円の減額でありまして、補正後の額は右から3列目にありますように、32億2,708万3,000円となります。

主な補正の内容について御説明させていただきます。

101ページをお開きください。

一番下の(事項)防災対策費の1,464万8,000円の減額でございます。その主なものでございますが、102ページをごらんいただきたいと思っております。説明欄6の、大規模災害時における広域連携強化事業の195万4,000円の減額ござい

すが、これは後方支援拠点機能強化のために整備する機材の入札残等に伴う補正でございます。

次に、8の、わがまちの防災力強化支援事業の423万9,000円の減額でございますが、これは防災士等のアドバイザーが市町村や地域住民と連携して、防災に関する地域診断を行い、課題の解決を図る事業でございますけれども、事業箇所が当初計画より少なかったこと等に伴う執行残に伴う補正でございます。

次に、11の減災力強化推進事業の496万7,000円の減額でございます。これは避難タワー等を新設する沿岸の市や町に対する支援及び市町村が避難場所等確保対策として実施します避難場所、避難路等の整備に対する補助でございますが、事業費確定に伴う補正でございます。

2つ飛びまして、(事項)国民保護推進事業費の162万4,000円の減額でございますが、これは今年度、国民保護計画の変更がなかったため、国民保護協議会を開催しなかったことによる委員報酬等の執行残に伴う補正でございます。

危機管理課は以上でございます。

○都原消防保安課長 それでは、消防保安課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の105ページをお開きください。

消防保安課の補正額は、2億7,063万1,000円の減額でありまして、補正後の額につきましては、右から3列目の欄にありますように、16億708万4,000円となります。

主な補正の内容について御説明いたします。

107ページをお開きください。

まず、(事項)防災行政無線管理費、2億5,720万2,000円の減額であります。その主なものとしたしましては、まず説明欄2の無線設備の保守委託の1,500万円の減額でございますが、これは防

災行政無線設備の保守委託など、入札残に伴う補正であります。

次に、同じく説明欄4の新総合防災情報ネットワーク整備事業の2億4,056万7,000円の減額でございますが、これは大森山中継局配電線新設整備工事などの入札残等に伴う補正であります。

次の(事項)航空消防防災推進事業費、400万円の減額でございますが、これは防災ヘリ燃料単価が下がったことなどによる執行残に伴う補正であります。

次の(事項)消防防災施設設備整備促進事業費、320万円の減額でございますが、これは消防常備・広域化推進支援事業におきまして、消防の広域化について、市町村が行う調査等に関する補助でございますが、広域化につきましては、昨年度、県外の先進地視察等の調査を行いました、今年度はその調査結果をもとに協議を重ねてきておりますが、今年度、改めて視察調査等を行う必要がないということで、関係市町村等から申請がなかったため執行残となり、減額となったものでございます。

次に、108ページをごらんください。

2番目の(事項)予防指導費、320万3,000円の減額でございますが、これは消防設備士・危険物取扱者免状交付委託等で、当初計画よりも交付件数が減ったことによる執行残に伴う補正であります。

次の(事項)消防学校費、216万円の減額でございますが、これは消防学校の管理・運営に係る執行残に係る補正でございます。

消防保安課につきましては以上です。審議のほど、よろしく申し上げます。

○清山委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はございませんか。

○満行委員 一般会計歳入一覧総括で、自主財

源の構成比が50%を超えてるという、このことについて、まず財政課長の見解をお聞きしたい。

○阪本財政課長 この3ページ、構成比につきまして50.7%ということでございます。

また来週御審議いただきます28年度当初予算におきましては、ようやく40%を超えた状態。まずは一つ、なぜこんなに差が大きいのかという点でございますが、*それは依存財源に入っております国庫支出金ですとか、このあたりがかなり大幅な減となっております。

また一方、県税、地方消費税清算金といった自主財源がふえました。この関係でかなりその当初との率の差というのが出てきております。

これがかなり決算に近い数字になるかと思うんですが、結果として半分を超えております。それだけ自主財源が占めているということは、非常にある意味、一般財源がふえてまいりますので、財政面の上では、かなり健全な方向に近づいているのではないかなと考えているところでございます。

○清山委員長 ほか、ございますか。

○丸山委員 107ページの、一番最後に説明していただきました消防常備の広域化支援のことなんですけれども、これ、肉づけ予算であえて追加している補正予算だと見てるんですけれども、やはり肉づけ予算というのは、知事の意向も強くやる的な話だったのかなと思いつつ、いろいろ聞いて見ると、市町村が昨年度、検討したけれども、ことは全然もう前へ進まなかったということなんですけれども、あえて肉づけ予算でしておきながら、全くゼロっていう執行、どのような形で関係市町村と連携とか調査とか、協議した結果に予算化されたのか、それを含めてちょっとお伺いしたいと思っておりますけれども。

○都原消防保安課長 ただいま御指摘のように、

この事業につきましては2年間という予定で予算措置しております。

先ほどの説明に若干つけ加えますと、この重点地域というのが2つございます。西都東児湯地区と日南串間地区、この両消防本部によるもので協議会をつくりまして、26年度はそれぞれ、まず東児湯、西都消防広域化検討協議会が兵庫と富山県に視察に行っております。日南串間のほうは、山形、埼玉、兵庫県。それぞれの消防体制を補完できるモデルとなるようなところを見に行きまして研究を重ねてまいりました。

ことしも、またほかの地域を選択することも協議されてきたわけですがけれども、今申し上げた視察地、ここで研究してきたことを各項目別に1つずつ分けまして、それぞれの地域にメリットになるのか、デメリットになるのか、そういったものを研究した結果でございます。

したがって、この費用につきましては、26年度に視察を行ったと申し上げましたけれども、費用が非常に大きかったということと、27年度は、会議とか協議は都度行ってまいりましたが、視察がなかったために大きな事務費等がかからなかったということでもあります。

協議については、最終的には両地域とも、市長、管理者の方へ出席いただいて協議は進めてまいりましたので、予算がこのような形で減額にはなりましたけれども、協議は真剣に進めてまいりました。

○丸山委員 私が聞いたのは、補正予算で肉づけでこの320万円つけてると思うんですが、肉づけにしたっていうのは、やはりよっぽど意向があるのかなと思ったもんですから。ということは実質26年度で大体終わっていて、27年度はもうほとんど市町村のレベルでの協議は進まない

※次ページに訂正発言あり

というのもわかってたんじゃないのかなと思ったので、そういう意味ではないと理解してもよろしいんですか。広域化にすることについては協議はなされたけれども、予算執行はゼロだったとなるのか、ちょっともう少し詳しく説明していただくとありがたいと思います。

○都原消防保安課長 繰り返しになりますけれども、27年度も視察等を検討はしておったところなんです、先ほど申し上げましたように、それぞれの地域の抱えている課題に沿った協議は進めてまいりました。

結果的に視察はございませんでしたが、協議は続けてまいりましたので、そういう事務費とかいったものがかからなくて申請されなかったということでございます。

○丸山委員 総務部でも政策調整費というのが300万円ついていたと思うんですけども、これは今年度はどういったものを研究されたのか。全部執行されてるものですから、わかる範囲で、今、教えていただくとありがたいかなと思っていますけれども。

○菓子野総務課長 今年度、総務部では4件の申請がございましたけれども、3件に絞って研究をさせていただきました。

内容は、総務課、人事課、市町村課でございまして、総務課では東京ビルの機能整備に係る可能性調査。人事課では職員研修に係る調査・研究事業。市町村課では政治、選挙に関する意識調査、高校生3万人アンケート調査を実施しているところでございます。

○丸山委員 その予算を300万円使って、28年度には何か生かされていると思ってよろしいでしょうか。

○菓子野総務課長 それぞれ各課で研究していただきましたけれども、大変有用な研究が行わ

れたと考えております。

28年度については、各課でそれぞれ検討していただけたと思いますけれども、この政策調整費が寄与していると考えております。

○清山委員長 そのほか、ございますか。

○阪本財政課長 ちょっと訂正をさせていただきます。

先ほど満行議員から御質問にありました自主財源の構成比でございますが、勘違いしております、実はこの3ページの真ん中あたり、諸収入の欄、補正後で1,660億8,500万というのがございますが、ここに口蹄疫の復興の償還金1,200億円を含んでおります、大変失礼いたしました。これが10数%に該当いたしますので、この影響でございます。訂正しておわびさせていただきます。

○来住委員 ちょっと教えてほしいんですが、消防保安課、107ページですけど。防災行政無線管理費、約2億6,000万程度減額されてまして、その内容が下のほうに4つ出されてまして、一番下の新総合防災情報ネットワーク整備事業、これが約2億4,000万減額されてるんです。

このネットワークの事業そのものはどんな事業なのかがよくわかりませんので、これが減額になったのは、入札残って報告されたと思いますけれども、2億というのはかなり大きいんですが、もともとの事業の予算は幾らだったかなと。2億4,000万円、入札残で執行残になるんですけど、その辺の状況についてももう少し詳しく報告してほしいと思います。

○都原消防保安課長 それでは、最初の御質問、このネットワーク整備事業についてでございますけれども、防災無線を含めた無線形態は平成9年に第1次の整備をしております。それから約15年を経て、平成23年度から本年度までを期

間にとりまして、全部の改修工事をやっているということでございます。

簡単に言いますと、15年を経て機器が古くなったということと、それとあと補修等の部品等もございません。これから先に備えた内容ということですよ。

簡単なその内容の項目を申し上げますと、まず県庁と総合庁舎及び県庁と市町村間等の連絡体制、具体的に言いますと、無線回線、光回線、こういったもので二重化を図って連絡体制を強固にする。あと、総務省の指導によりまして、できるだけ早目に260メガヘルツデジタル地上系無線にかえなさいということで、それに沿って行っているものであります。防災ヘリあおぞら、県内全域の映像をヘリテレ——ヘリコプターテレビ伝送装置といいますけれども、それを確認して防災に備えるというもの。あと最後は、災害対策支援情報システムといいまして、県内の状況が即座に集約的にわかって対策が打てるというものを整備してきたものが、このネットワーク整備事業でございます。

次の御質問ですが、この2億4,000万円余りの減なんですけれども、予算額は12億9,800万円余りだったんですが、補正2億4,000万円余りの減額、これについては、入札は条件つき一般競争入札で行いましたが、簡単に言いますと、この260メガヘルツ無線というのが県内に多数ございます。電波の状況によっては出力の大きいものを用意していたところなんですけれども、幸いといえますか、高いものではなくて安いもので済んだことでこういう減額になったというのが一番大きな理由でございます。

○丸山委員 69ページの県職員研修費のことについてお伺いします。

いろいろ説明があったと思ってるんですが、

今年度はいろいろ不祥事が多かったものですから、この予算だけ見て減額になっていたりすると、本当に研修がうまくいったのかなと思ってるんですが、その辺のことをもう少し教えていただきたいと思ってるんですが。

○片寄人事課長 それでは、御説明いたします。

70ページで、県職員研修費という形で475万5,000円の減額をしております。

これは、県の研修機関で自治学院というのがございます、自治学院の研修は大きく分けて3つの柱で研修をしております。

1つ目の柱は、基礎研修、階層研修と言ってます、例えば入庁したときとか、新規採用の段階ですとか、5年目、10年目、主幹、補佐、課長という形でそれぞれ各節目ごとにやってる研修でございます、回数、参加人員は大体例年並みでございますけれども、ことしで言いますと、24回の約1,400人ほど、延べで研修をさせております。

2番目の柱として、特定の分野、例えばコミュニケーションをもうちょっと研修で強化していこうとか、パワーアップ研修と呼んでおりますけれども、これを今年度は36回の1,146人、それから自己啓発とか職場研修が49回の1,751人ということで、回数とか人数は、ほぼ横ばいか、若干ことしは参加人数がふえております。これは、ことしから人事評価制度という制度を試行で始めてまして、職場での面談とか、いろいろ定期的にコミュニケーションとりながら、各人の能力向上につなげていこうという形で取り組みをやっております。

ただ、今回、結果として補正減となりますのは、いろいろ経費節減に取り組んできた結果と御理解いただければよろしいかと思っております。

あわせて、人事課でも先ほどの政策研究

費をいただいておりますけれども、ただいま申しました人事評価がことしから試行が始まりましたので、今回の政策研究費いただきまして、これまでの研修のあり方でいいのかということで、今内部で検討会をやってみまして、そういったことで今研究を進めているところでございます。

○丸山委員 予算はできるだけ節減はしていただきたいんですが、ことしかなり不祥事も多かったものですから、発生しないようにしっかりとした研修を。濃度の濃いといいますか、本当に意味のある研修になるように、政策調整費も使って、いろいろなことも考えていらっしゃるということなので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

もう一つ、同じ70ページの下のほうにあります予算が、2,000万円ぐらいついてるのに1,000万円減額ということなので、この海外と国内と分けて研修経費なんですけれども、これに参加される方が意欲がない、予算より半分しか行かなかったと思ってしまっているのか、意欲がなくなっていると思ってしまっているのか、どうということなのか、ちょっとお伺ひしたいと思っています。

○片寄人事課長 今回、約1,000万円の補正減をやっております、そのうち1の国内派遣研修に関する経費、これは自治大学と政策研究院大学、当初8名で予定しておりましたけれども、最終的に自治大学が6名、政策研究院大学が1名ということで、当初の見込みより最終的に1名減った関係で減額してございます。

それから、2番目の海外派遣に関する経費で一番大きいのは自治体国際化協会という組織がございまして、そこに派遣して、それからシンガポールですとか、ソウルに職員が海外派遣さ

れるわけなんですけれども、今回はシンガポールとソウルの派遣の予算を組んでいたんですけど、ソウル分につきましては、東京の本部での研修の時期に当たりまして、海外派遣に要する経費がソウル分について不要になった関係で今回落としてあります。

それと、あわせて、私ども約2週間ぐらいの短期の海外派遣研修、それぞれ職員が自主的に企画をしまして、公募した上で審査をして派遣を決定しております。今回は5名ぐらい予定していたんですけど、選考の結果、最終的に2名の派遣にいたしまして、この分の予算が落ちてございます。

国内派遣のほうが、もともと590万あったのが360万で、結果として230万の減額でございます。それから、海外の分の790万円につきましては、2週間の短期研修のほうが250万の減、それから自治体国際化協会のソウル関係の分が530万の減ということでございます。

○丸山委員 できるだけ国内外に、できれば海外も含めてなんですけれども、やはり外で見て肌で感じるというのは、非常に大きな成果につながっていくと思っております。最近、少し真面目になり過ぎている感じもするものですから、しっかり海外でも研修をやっていくんだという気持ちでお願いしておきたいと思っています。

○清山委員長 ほか、ございますか。

委員会資料の3ページで地方消費税清算金。56億円の増ですけれども、これ、単純に想定していた国としての消費税収入が上回ったことを受けての増額なんですか。

○高林税務課長 この地方消費税清算金のものでございますが、平成27年度当初予算を見積もる際、全国ベースでございまして、国の地方財政計画をもとに算出していたところなんです

が、その見込みよりも今年度分が大体実績が積んでおりますので、その実績が上回ってきたということでございます。

○清山委員長 あと税務課に、9ページの県税の課税免除等の特例に関する条例の一部改正条例なんですけれども、これちょっとわかりにくかったんですが、かみ砕いて教えていただきたいなと思ったんですけれど。これは企業の地方移転を促すための減税、優遇税制にあわせた条例改正、そういう趣旨なんですか。ちょっと教えていただければ。

○高林税務課長 これにつきましては、地方再生関係になるものでございまして、先ほどちょっと移転型と拡充型と申しましたけれど、例えば東京23区から本社機能を移転して、そして本社機能を有する、例えば事務所だとか、研究所だとか、そういったのを取得価格3,800万以上、中小企業にあっては1,900万以上なんですけれど、こういったものを整備した場合とか。もう一つ、拡充型と申しまして、これ23区以外から、例えば沖縄でもどこでもいいんですけれど、そちらのほうから本社機能を移転したりとか、もしくは県内でもいいんですが、そういった本社機能を拡充した場合につきましては、県の認定を受けたものにつきましては、不動産取得税とか事業税を不均一課税ということで、本来の税率より低く設定しているというものでございます。それによりまして、地域の再生を促すものでございます。

○清山委員長 不均一課税措置というのが減税のことなんですよ、言葉がわかりにくかったので。

あと、最後に5ページの諸収入の商工貸付金元利収入で57億円減ってなってますけれど、これについてちょっと説明いただけないかなと。

○阪本財政課長 5ページの諸収入。商工貸付金元利収入で△の57億3,700万、これは中小企業の融資制度貸付金でございまして、年度当初に県が機構に対しまして貸し付けを行って、その先に実際に企業に貸し付けるんですけれども、基本的に年度当初に貸しまして年度末に返ってくる。この返ってくる分の減でございまして、結局それだけ需要がなかったということで貸し付けが減り、その分、償還が減ったというものでございます。

○清山委員長 この57億円減の部分は、その見込みの需要を下回った分と理解していいですか。

○阪本財政課長 そのとおりでございます。

○清山委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○菓子野総務課長 総務課でございます。

損害賠償額を定めたことについて御説明をいたします。

お手元の常任委員会資料の15ページをお開きいただきたいと思います。

これは、平成27年11月24日に、宮崎県税・総務事務所の職員が、県庁4号館、南側駐車場にバックで駐車しようとしていたところ、隣に駐車しておりました相手方車両に接触したものでございます。

事故原因は、職員の後方確認不足によるものでございまして、過失は全て県側にございます。損害賠償額は、8万6,160円で任意保険により全額支払われているところでございます。

交通事故防止につきましては、日ごろから注意を喚起しているところでありますが、再発防止に向けて、指導をさらに徹底してまいりたいと考えております。以上でございます。

○清山委員長 今の報告事項について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** それでは、次にその他の報告事項に関する説明を求めます。

○**菓子野総務課長** それでは、その他の報告事項でございます。

宮崎県公共施設等総合管理計画素案について御説明をいたします。

お手元の委員会資料16ページをお開きいただきたいと思ひます。

なお、お手元には別冊1、別冊2で宮崎県公共施設等総合管理計画の素案及びその概要版をお配りしておりますので、あわせてごらんいただきたいと思ひます。

まずは、委員会資料をごらんいただきたいと思ひます。

委員会資料16ページでございます。

1の計画策定の目的でございます。高度成長期に急速に整備されました公共施設につきましては、今後、建物系施設、インフラ（社会基盤）施設のいずれにつきましても、急速に老朽化が進行してまいります。また一方で、人口減少、少子高齢化や厳しい行財政運営が見込まれております。

これらのことから、本計画は県が保有している全ての公共施設等の保有・運営・維持の最適化を図り、財政負担の最小化と施設保有効果の最大化を実現するために、施設の総合的・計画的な管理について、基本的な方針を示すものでございます。

2の対象となる公共施設等でございますけれども、県が保有している全ての建物系施設と道路・河川・ダムなどのインフラ施設でございます。

3の計画期間でございます。来年度から47年度までの20年間を計画期間としており、おおむ

ね5年ごとに見直しを行う予定にしております。

4の公共施設等の管理に関する基本方針でございますけれども、3点掲げさせていただきます。

1つ目として、総合的・計画的な管理のための全庁的な推進体制を構築すること。2つ目として、施設配置・総量の最適化を図ること。3つ目として、施設の老朽化対策の強化に取り組むこととしております。

5の今後のスケジュールでございますけれども、この補正の委員会終了後、速やかにパブリックコメント及び市町村に対する意見照会を行いまして、その結果を踏まえて、平成28年6月定例会に議案として提出する予定にしております。

それでは、素案の概要について御説明いたします。

お手元の別冊1の資料、宮崎県公共施設等総合管理計画の概要版、1ページをお開きいただきたいと思ひます。折り畳んでございますので、申しわけございません、広げていただきたいと思ひます。

左側から、計画策定の目的、計画期間、フォローアップの実施について記載しておりますが、これらにつきましては先ほどと同内容でございますので省略いたします。

個別施設計画の策定についてであります。

今回、策定します総合管理計画は、公共施設等の管理に関する基本方針を定めるものでございまして、いわゆる総論であります。その実行計画としての性格を持つ個別施設計画につきましては、平成32年度までに策定することとしております。総合管理計画は、個別施設計画の策定をもって完結となります。

次のページをお開きください。

本県における公共施設等の現況及び将来の見通しについてでございます。

右側に建物系施設の現状、中央にはインフラ施設の現状、右側には将来人口の見通しと財政状況について記載しております。

まず、左側の建物系施設の現状についてでございます。

(1)の施設の保有状況でございます。平成26年度末現在で846施設、棟数で5,266棟、延べ床面積にいたしますと約224万平米の建物を保有しております。

中段に老朽化の現状を記載しておりますが、赤い四角で囲んだ部分が築後30年以上を経過した建物でございます。下のほうの帯グラフをごらんください。築後30年を経過した建物は、現在47.5%、10年後には67.6%、20年後には94.3%と老朽化が進むことが見込まれています。

次に、中央部分のインフラ施設の現状でございます。

上段に主な施設の保有状況の一覧表、下段のほうに老朽化の状況を施設分類ごとに記載しております。

老朽化の状況におきましては、建設後50年を経過した施設を帯グラフにおいて赤色にして記載しております。この帯グラフを見てまいりますと、20年後にはかなりの割合で老朽化が進行いたします。

次に、右側の3、人口の推移及び将来推計についてであります。

これは十分御承知のことですが、本県人口は国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成52年には約90万人まで減少することが見込まれています。また、年代別割合の推移及び将来推計は、本県財政を支える生産年齢人口及び将来を担う年少人口の割合が下がり、高齢人口の割合が増加してまいります。

その下の宮崎県の財政状況でございます。棒

グラフの赤い部分が公共施設等の建設や改修に必要な投資的経費でございます。ピークでありました平成9年度と比べまして、平成27年度は約4割の金額となっております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針でございます。

まず、左側から、現状や課題に関する基本認識についてでございます。

まず、公共施設全般の課題でございますけれども、これまで公共施設につきましては各部局で縦割りで管理されており、全庁的な情報共有などに欠けていたのが現状でございます。既存施設の有効活用や戦略的な長寿命化といった課題に取り組みますために、今後、全庁的な推進体制を構築する必要があると考えております。

次に、建物系施設についてであります。

人口減少や少子高齢化の進展に伴い、行政需要が変化していくことが予想されます。こうした変化に対応して公共施設等の最適配置や有効活用、さらには総量の最適化を図る必要があると考えております。

また、施設の老朽化対策を強化して、施設の機能や安全の確保、施設の長寿命化を推進し、財政負担の低減化・平準化を図る必要があります。

次に、インフラ施設でございますが、建物系施設と同様に施設の長寿命化を推進するとともに利用者の安全や耐震性能など、大規模災害時にも対応できる機能等の確保をする必要があります。

次に、公共施設等の管理に関する基本方針でございます。

資料の中央、上の段をごらんいただきたいと思います。

公共施設等を取り巻くさまざまな課題を踏まえ、今後ファシリティマネジメントやアセットマネジメントの考え方を基本に、図のような施策体系により公営施設の保有・運営・維持の最適化を実現してまいります。

まず、総合的・計画的な管理のための全庁的な推進体制の構築でございます。

建物系施設、インフラ系施設に関する全ての情報が、一元的に集約されるよう体制の構築を図ります。

建物系施設については、施設配置、総量の最適化、施設の老朽化対策を強化いたします。インフラ施設につきましては、同じく施設の老朽化対策を強化いたします。

下の四角囲みをごらんください。

全庁的な推進体制の構築でございますけれども、副知事をトップといたします公有財産調整委員会を活用いたしまして、企業局長や病院局長を新たに委員として加えることで、県有施設全般にかかわるマネジメントセンターとしたいと考えております。

次に、右上の施設配置・総量の適正化をごらんください。

(1)の県有施設評価システムの構築では、建物系施設の劣化状況や利用実態等の情報を多元的に収集・分析するとともに、一元的に管理することといたします。

右側にある総量適正化のイメージでございますけれども、これは評価の一手法ではございますけれども、施設の利用率を縦軸に、建物の性能を横軸に、そのいずれもが低い場合は廃止など、一つ一つの施設をその実態を踏まえて評価してまいります。

(2)の国、市町村との情報共有につきましては、国や市町村と連携を図り、情報を共有す

るための協議会等を設置していくことで、それぞれが管理施設を一つに集約したり、空きスペースを相互に利用するなど、効率的・効果的な施設管理を図ってまいります。

また、(3)の施設の統廃合の検討につきましては、(1)の建物評価の結果や(2)の国や市町村との連携、さらには民間施設や民間資金の活用も視野に入れた施設の統廃合等の検討を行ってまいります。

これらの取り組みによりまして、計画期間の20年間で、既存施設の延べ床面積を5%縮減することとしております。

次に、(4)の未利用財産の有効活用につきましては、施設の統廃合等により生じた未利用財産について、市町村や民間への売却、貸し付けを行うことによりまして、早期に資産の有効活用を図ることとしております。

下段の施設の老朽化対策についてであります。

これは、建物系施設及びインフラ施設に共通する方針でございます。(1)の施設利用者の安全確保、(2)の耐震性能等の施設機能の確保、(3)のメンテナンスサイクルの構築、(4)の長寿命化による財政負担の軽減と平準化などによりまして、老朽化対策の強化を図ってまいります。

次のページをお開きいただきたいと思います。

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針であります。左側に建物系施設、右側にインフラ施設の個別計画策定スケジュールを記載しております。

これらのうち県営住宅、トンネル、橋梁、港湾施設などの一部施設では、既にアセットマネジメントの考え方にに基づき、長寿命化修繕計画等が策定されております。これらにつきましては、当該計画をもって個別施設計画の策定にか

えるものといたしまして、あわせてこの総合管理計画の考え方に基つきました当該長寿命化修繕計画の見直しを図ってまいります。

なお、左側の表の下にありますように、建物系施設につきましては、平成17年度から知事部局と教育庁の建物を対象といたしまして、宮崎県県有建物保全業務推進プランが策定されています。この計画に基つきまして、建物の劣化状況調査が行われておりまして、今後、30年間の修繕計画であります県有建物保全計画が策定されております。

今後ともこのような建物系施設に共通した取り組みを拡充していきまして、個別施設計画策定の支援に努めたいと考えております。

なお、個別施設計画は、平成32年度までに策定することとしておりますが、今後新たに策定していくものも含めまして、可能な限り早期に策定してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○郡司危機管理局长 危機管理課でございます。

3件、御報告をさせていただきたいと思いません。

まず、1点目でございますが、霧島山（えびの高原（硫黄山）周辺）の噴火警報発表に伴う立ち入り規制等についてでございます。

委員会資料の17ページをお開きいただきたいと思います。

霧島山（えびの高原（硫黄山）周辺）の噴火警報の発表を受けまして、関係機関で立ち入り規制等を実施したところでございます。

1の規制の開始日でございますが、平成28年2月28日、日曜日、11時でございます。

2の規制の内容でございますが、(1)の立ち入り規制につきましては、えびの市のほうで実施をされておりますが、硫黄山からおおむね1

キロの範囲ということで、18ページの地図をつけておりますが、赤い円の範囲でございます。

2、県道1号線（小林えびの高原牧園線）の通行どめにつきましては、道路管理者であります県のほうで実施をさせていただいておりますが、19ページの別図2で範囲を示させていただいております。

さらに、3でございます。登山道の通行どめでございますが、これにつきましては、18ページの別添1の赤線部分、これが通行どめをしております登山道でございます。

それから、資料にはございませんけれども、29日以降の火山の状況でございますけれども、福岡管区气象台によりますと、29日以降、本日の午前8時まででございますが、地震の回数は3回ということでございます。それと、火山性微動、それから傾斜計の変動等には、特に変化は見られないということでございます。

また、今後の火山対策の予定でございますけれども、火山防災連絡会の開催を現在3月7日で調整をしているところでございます。この連絡会では、今回の防災対策の検証、これをまず行いたいと思っております。それと、観光客への安全確保対策等の確認、こういったものを作りまして、関係機関と情報共有しながら連携を深めてまいりたいと、連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画に基づく宮崎県実施計画について御説明をさせていただきます。

計画本体につきましては、別途お配りしております別冊3、これが計画本体でございます。別冊3のほうでは、左側に国の計画、右側に県の実施計画を記載をさせていただいております。あわせてごらんになっていただければと思つて

おります。

それでは、委員会資料の20ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1の背景でございますが、国は平成27年3月に、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画、いわゆる具体計画を策定いたしまして、南海トラフ地震の発生後、国等の防災関係機関は直ちに救助活動、医療活動、物資調達等の災害応急対策活動を開始いたしまして、特に被害が甚大と見込まれる地域には、人的・物的資源を重点的かつ迅速に投入するとされたところでございます。

県では、この具体計画を踏まえまして、国の支援を円滑に受け入れ、被災地に迅速に配分していくために実施計画を策定したところでございます。

次に、2の実施計画の主な項目でございますけれども、次ページ以降で御説明をさせていただきたいと思います。21ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第1章、実施計画の適用についてでございますけれども、国の具体計画が発動された場合の県や防災関係機関の役割、それからタイムラインに沿った応急対策活動等を記載しております。タイムラインにつきましては、別冊3の10ページに記載をさせていただいているところでございます。

続きまして、資料の22ページをごらんいただきたいと思います。

上段の第2章、緊急輸送地域ルート計画でございますが、下のルートのイメージをごらんになっていただきたいと思います。具体計画に定める緊急ルートから応援部隊が集結する活動拠点、救助活動拠点までのルート、あるいは市町村が物資を集積する地域内輸送拠点までのルー

ト等につきまして、県内106の路線を緊急輸送地域ルートとして定めたところでございます。このルートにつきましては、別冊3の16ページと18ページに記載をさせていただいております。また、地図につきましては、125ページ以降に記載をさせていただいているところでございます。後ほどごらんになっていただければと思います。

下段の第3章、救助・救急、消火活動等に係る計画でございますが、下の応急応援部隊の動きをごらんいただきたいと思います。警察、消防の部隊は、具体計画に定めます広域進出拠点あるいは進出拠点を經由いたしまして、県内9カ所の救助活動拠点に移動いたします。そこから災害現場での救助活動等に向かうこととしております。また、自衛隊につきましては、直接、救助活動拠点に移動することとなっております。なお、救助活動拠点が被災した場合等に備えまして、市町村単位での救助活動拠点22カ所も想定をさせていただいているところでございます。

県が選定をいたしました救助活動拠点につきましては、別冊3の36ページに、市町村単位の救助活動拠点につきましては、38ページに記載をさせていただいております。

資料の23ページをごらんいただきたいと思います。

第4章、医療活動に係る計画でございますが、下のほうのイメージでございますけれども、全国からのDMATの動きをごらんいただきたいと思います。災害派遣医療チームでありますDMATは、災害現場、県内11カ所の災害拠点病院等あるいは県内4カ所の航空搬送拠点臨時医療施設でありますSCUにおいて医療活動を行うこととしております。

それから、下段の第5章、物資調達に係る計画でございますが、下のほうの国からの支援物

資の流れをごらんいただきたいと思います。

国から輸送されます食料、毛布等の物資を広域物資輸送拠点で受け入れまして、市町村が定めます県内29カ所の地域内輸送拠点に直ちに搬送することとしております。地域内輸送拠点につきましては、別冊3の84ページに記載をさせていただきますいております。

なお、県の被害想定、避難者数に基づいて算定いたしました市町村への物資配分計画につきましては、96ページに記載をさせていただきますいております。

それでは、資料24ページにお戻りいただきたいと思います。

第6章、燃料供給に係る計画でございます。

下のほうの燃料供給の流れをごらんいただきたいと思います。災害発生時は石油連盟、それから全国石油商業組合連合会、宮崎県石油商業組合から、優先供給施設や緊急通行車両に優先的に燃料を供給していくこととしております。

以上が計画の概要でございますが、この計画につきましては、今後、総合防災訓練等を通じまして検証を行います。

それと、インフラ等の整備状況、このインフラの整備の進捗に応じましても、必要な見直しを図っていくこととしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後になりますが、宮崎県地域防災計画原子力災害対策編の修正についてでございます。

委員会資料の25ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1、修正の理由でございます。平成24年10月に策定されました国の原子力災害対策指針におきまして、原子力発電所から30キロ圏外については、具体的な対策が示されてお

りましたけれども、昨年4月に改正されました指針では、30キロ圏外については、国が防護措置の必要性を判断し、屋内退避の指示を行うなど、事故の状況等を踏まえた対応が示されたところでございます。

本県では、平成26年3月に、宮崎県地域防災計画の中に、原子力災害対策編を新設いたしましたけれども、国の指針の改正等を踏まえまして、今回、その修正を行うものでございます。

2の修正案の概要の前に、資料の26ページをごらんいただきたいと思います。

こちらのほうに国が示しました原子力災害対策の概要をまとめております。参考1には、原子力発電所から30キロ圏内の原子力災害対策重点区域について、参考2には、事故発生時の防護措置の流れを記載させていただきます。

参考の2をごらんいただきたいと思いますが、本県を含む30キロ圏外におきましては、事故発生後、全交流電源が喪失するなどして、いわゆる全面緊急事態に至った場合、住民等に対して屋内退避を実施する可能性のある旨の注意喚起を行うこととされております。

その後、事態が悪化した場合、原子力規制委員会が屋内退避の必要性を判断することとされておりまして、放射性物質の放出後は、国が主体となって実施する緊急時モニタリングの結果、基準値を超える空間放射線量率が測定された場合、追加的な防護措置として、国の指示により一時移転等が実施される流れとなっております。

25ページにお戻りいただきたいと思います。

次に、2、修正案の概要についてでございますけれども、1点目といたしまして、本県において実施する防護措置に係る規定の整備を行っております。アの事故発生時の防護措置にありますように、先ほど御説明いたしました事故発

生時に30キロ圏外において、国の指示により実施されます屋内退避、一時移転等の防護措置について、住民への迅速・的確な情報伝達など、県、市町村の役割等に係る規定を整備したところでございます。

また、イの防護措置に係る体制の整備にありますように、屋内退避、一時移転等の際の市町村における避難所の指定など、防護措置を実施する上で必要となる体制についての規定も整備いたしました。

2点目といたしまして、(2)にありますように、情報連絡体制について、よりわかりやすく明示するために、九州電力、県、市町村等から住民までの情報連絡体系図を新設しております。

最後になりますが、今後のスケジュールでございませう。

3月下旬に開催予定の防災会議で修正案を審議し、決定していただく予定でございませう。

危機管理課の説明は以上でございませう。

○清山委員長 執行部の説明が終了しました。

その他、報告事項についての質疑はありませうか。

○丸山委員 公共施設管理等の計画についてお伺いしたいんですが、内容はある程度わかりましたけれども、気になるのは、統廃合の検討の中に、国、市町村との情報共有っていうのが必要だと書いてあるんですが。県はこれで済むんですが、国とか、特に市町村はそれぞれインフラを持ってると思ってるんですが、市町村も同じような検討をやられていて、うまく全部マッチングしていくと理解してよろしいでしょうか。

○菓子野総務課長 この公共施設等総合管理計画につきましては、国及び全ての地方公共団体に策定するように総務省からも指導があったところでございませう。

現在、県のほうで策定しておりますけれども、市町村のほうでも、まだ検討段階でございませうけれども、策定の検討を進めているという状況でございませう。

情報共有については、お互いの利益になることとございませうので、国、県、市町村、それぞれ情報交換を活発にしていきたいと思っております。

今、宮崎市と県、そして国の三者で、エリアマネジメント協議会というのが既にできております。こんな形を各市町村ともつくっていききたい、そういうふうと考えております。

○丸山委員 国、市町村ともしっかり連携しながら進めていただきたいなと思っておりますし、あと気になるのは、やはり効率性とか考えてしまうと、どうしても都市部に全部まとまってしまって、地方の施設はほとんど切り捨てられるんじゃないかということも考えられる可能性はあると思っております。以前、土木事務所の再編のときにいろいろあったと思っております。そのときに、やはりしっかりとうまく協議していかないと、総論はわかるんだけど、各論になっていくと、非常に各市町村、調整がうまくいかないんじゃないかなというのも想定できるんじゃないのかなと思っております。その辺の調整を今後どうやって市町村または国とかかわっていくのかなというのもお伺いしたいと思っております。

○菓子野総務課長 これは公共施設全般に言えることとございませうけれども、ある行政目的達成のための手段として設けられるというものでございませう。

公共施設管理計画は、その管理の最適化を図ると考えております。施設をどういったところに置くのか、どういった形にするのかというのは、その行政目的自体の問題であると思っております。

ります。そういった議論があった上で、公共施設の管理計画、これを効率化していこう、最適化していこうという議論ができるものと考えております。

ですから、十分そういった公共施設のあり方自体をしっかりと議論していく。県は当然でございますけれども、市町村も交えて、そして県議会の皆様とも意見交換をしながら進めていくべき、そういった行政目的自体の問題ではないかと考えております。

○丸山委員 ぜひ、我々にも情報提供していただきながら、実際、住んでいる県民が本当に安心して今後ずっと宮崎に住み続けられるような形をしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

○坂口委員 今の施設管理に関してですけど、いみじくもある目的を達成するための手段として施設は持つんだと言われたんですよね。そのことごとくが、目的を達成できなかったのが今の過疎だと思うんです。

将来の利用率、利用するかを考えて今後マネジメントされると、目的を達せないまま、その目的を放棄するどころか、さらにそれを拍車をかけていく、いわゆる一極集中ですよ。

そこらはやはりどんなぐあいに位置づけるのかというのが一つ。

○菓子野総務課長 地方創生など、行政目的が強化されるべき場面では、利用率が低い場合でも、その利用率を高める、そういった努力が必要であると思っております。

利用率で施設を判断するといいますのは、行政目的から見て施策の手段として代替性があるといった、行政目的が許容する範囲内でそういった利用率とか建物性能なんかを見ていくという位置づけではないかと考えております。

○坂口委員 やはりそこはしっかり頭に置いて。全て合理的にやっていくんならもう全て民間に任せればいいだけのことで、何のための公共施設なのかということ、あくまでも手段であって、手段を講じて目的を達せなかったら、撤退だけでなくて、さらなる次の手段をここで投資するかということも、やはり考えていかなきゃいかんというのが一つ。

恐らく地域がこれから生き残る最後のチャンスになっていくんじゃないかなというのが一つと。それと宮崎市との連携が今うまくいってるということだったですけど、宮崎市は県より早くこういったマネジメントに入ってるんですよ。老朽施設の管理のあり方を早く立ち上げて、全国でも早い時点でやってるんですよ。だからうまくいったけれど、他の残りの自治体とうまくいくっていうことは、なかなかなことだと思うんです。

そこらをやはり少し頭の中に入れながらやっていかないと、思った以上にこれは時間を要することになるんじゃないかなと思いますけれども、そこらどんなぐあいですか。

○菓子野総務課長 市町村におきましても、例えば、道路とか橋梁のメンテナンス、そういった問題を抱えているわけなんですけれども、やはり技術者がいないとか、経験がないとか、そういった問題があると考えております。

今、平成26年度から、橋梁、道路についてなんですけれども、県と市町村、国、あわせてメンテナンス会議といったことをやっておりまして、技術の伝播といったことを実践しているところでございます。

26年度からということですから、まだまだこれからなんですけれども、そういった市町村の取り組み自体も求められてくるわけですので、

県と市町村一緒になって、またそういったことの対応をしてみたいと思っております。

○坂口委員 まずは、そこらからだと思うんです。

それと、もう一つ、今度は具体的にやっていると、先ほど、この公共施設の建物とインフラという仕分けが一つありましたね。その中で、財政状況に合わせて平準化して行って、そこに投資する金額をおのずとやらせていこうという、いわゆるアセットマネジメント的な考え方が一つ。最近出てきたのがファシリティマネジメントで、必要なときに必要なことをやっていこうという考え。この整合をとっていく必要があると思うんです。

そこらのところを詰めていくと、箱物も言われましたけれども、僕はもうこれは相当昔、10数年前から委員会なんかで言ってきた。特に営繕課あたりに言ってきたんだけど、やはり大型施設は、建物を人間とみなしてカルテをつくったらどうかというのを言ってきたんです。これは初期の段階で、今やれば本当に軽い治療で大丈夫ですよとか、これはもうステージ3にも4にもなっていましたよということで、やはりそういったことを早急に実行されていくのが必要じゃないかなと思うのが一つ。これは要望として申し上げておきますけれど。

それから、説明資料で3ページの未利用財産の有効活用のところですけども、この中で詰めていったら、この箱物要らないよとなったときに、それをそのまま放置するわけにはいかない。

具体的には、本会議で言いましたように、新富の富養園なんかを言ってるんですけど、これもいつまでも放置するわけにはいかない。撤去する跡地、更地になった問題。これを有効活

用する場合——今の条例では、県が頭を悩ましているように、例えば富養園跡地ですけど、あれは新富が相当な苦勞をしたんですよ。墓をどけたり、地権者まとめたり、あそこに病院つくるといふもんだから、あれ、ただで寄附したんですよ。

ところが、病院は僕らとの約束まで踏みにじって、5つの機能だけを移転するんだって言って、あと残すんだと言いつついつの間になくなってしまった。これは負担付寄附ですよ。ただで返さないというのは、道理に反しますよ。病院がなくなったんだから。

ところが、今の条例の中じゃやれない。そうなったら、たまたまこの前、財務局が宮崎市にただでやったように、国は特例というのを付けてるじゃないですか。

だから、今から県も条例の改正を考えて特例を持つとかなないと。跡地があいた、そんなお荷物要りませんってなったときに、何とかここに、例えば避難タワーをつくってくれないかとなったときに、避難タワーなんて、あなたはどこの町ですかって、それだめなんていうこと言えないんだから、あらゆる人を受け入れなければいけないから、そしたらその土地は県が提供しますよ、だから何とか自治体でやってくれないかとかいう、そういったことが具体的に出てくると思うんです。

でも、今、県にはそんな条例ないんです。この計画を押すと、詰めていく結論はおのずともうただであげるっていうのは排除せざるを得ない。そこらから準備していかないとだめですよ。考え方をちょっと聞かせておいてほしいです。

○菓子野総務課長 富養園の問題につきましては、今、病院局のほうからも相談を受けたりしております。

基本的には、病院局の問題ではあるんですけど、病院局のほうでは、まだ新富町からの具体的な計画が出てきてない状況ではあるけれども、要望書等が出てきているというお話を伺っております。

これは病院局所管の財産でございまして、基本的には知事部局の条例だけで申し上げますと、寄附を経た財産については、今のところ3割減額譲渡が条例の規定でございまして。

知事の特認といったものがございまして、第2項なんですけれども、その特認で3割を超えるかどうかという問題があるわけなんです。第1項で3割譲渡だと、特認がある場合には、その3割を云々ということがあるわけなんですけれども、今、第1項の趣旨を曲げるわけにはいきませんので、特認によって無償譲渡ということは、基本的には難しいと考えております。実際の運用も3割から5割ぐらいの運用をしております。

もう一つ、例えば、市町村道の下に県有地があるという場合がございます。これについては、その下に当たる県有地については、これは無償譲渡すると、水路についても一緒でございます。条例の現在の解釈はそういうことになっております。

○坂口委員 いや、だからだめだと言ってるんです。今できないじゃないかって、特認でやろうと思えばやるんだけど、やらないじゃないですか。それじゃ、病院局、これやらせますか。そんなことやったら知事部局がやることと病院局がやること帳尻合わなくなるじゃないですか。財産なんていつでもこちらに移管できるじゃないですか。そんなつまらんこと言ってなくて、これをやるんだったらやれるように体制整えておきなさいということをやるとるんです。

新富町が計画上がってないというけれど、上がったんですよ。無償じゃないというから下がったんですよ。だから、そんなつまらんことをやるなって言ってるんです。

そして、今言われたのは北高の入り口の話だろうけれど、新富も道路やるのにできなかったんですよ。新富の児湯るびなす支援学校、あそこ町道整備するのに、町は買えって言うからやらなくて、こんな直角になっちゃったんです。誰が困りますか、支援学校の利用者たちですよ。だから、そんなつまらないことだめだと言ってるんです。

○清山委員長 いいですか、意見で。

○坂口委員 いや、だからもう一回しないと、今のここで言質になってしまったらもう何もやらないということだから、そこら問題が、意識を持つかどうかですよ。

今のが完璧って言うんなら完璧って言うていてください。その後は、また考えて行動とるから。

○成合総務部長 基本的なところは、今、総務課長がお話したところでございまして。委員も御存じのとおり、やはり特別会計と一般会計の違いがありまして、特別会計の場合は公営企業会計ということで、移しかえる場合にはそれなりの、例えば特別会計から一般会計にその財産を移す場合は、一般会計から買い取らなくちゃいけないというような、恐らく大きな額になるかと思っておりますけれど、基本的な認識は一般会計のほうでは、今、もう総務課長が申したとおりで、現状はそういうことでございます。

ただ、今、委員が言われたように、国の動き、あるいは各県の動向等もありますので、富養園の個別の問題については、また病院局で検討されると思いますけれど、一般会計の財産について

でもまた委員の御指摘の点を踏まえて、各県状況等も見ながら、調査なり研究なりをしていく必要があるかと思っております。

○坂口委員 小さい宿舎とかそんなところで、もう使わないってなったような施設で、その土地だって利用価値が限られるっていうものとか、お金をかけなくて済めば、これはまた公衆のために生かせるというようなものもやはりいっぱい出てくると思うんです。

今、個別に富養園を言ったけれど、これはそのときの寄附したときの、この明文化されたものこそないけれども、そういうことだったんですよ。病院を建てる土地が欲しいと、病院をつくるんなら、じゃあ、ここにつくってくださいということでやったら、最後にあの県立病院の今度の富養園の移転計画のときは、五大疾患だけを移管して、残りは全て残して機能を維持していくという約束だったんですよ。ところが、それが抜けてしまった、宮崎大に移ってしまった。あとは、福祉施設をつくっただけじゃないですか。

だから、そんなこと言ってだましちゃだめだつて。あれ、新富がああときあえて負担付寄附っていうことでの形を、ちゃんとしっかりその約定書に入れていけば別だけれど、そんなことややはり紳士協定で入れなかったけれど、中身はそうですよということなんです。

だから、やはり新富にただで返すことが当たり前じゃないですか、でもそういう特別な例でさえ、今、説明したようにただでは返さないでしょうって、買い取りなさいでしょう。そんなばかなことをやらせちゃだめですよっていうこと、まして今度は使えない土地で処分せざるを得ない土地、どなたも金かけてそれをいただく必要はない。市町村も、そんな土地は遊ば

せておいちゃだめだから。あらゆることを想定して、そういった条例なんかの整備だけはしておいたらどうですかっていうことを言ってるんです。

○菓子野総務課長 実態だけですけれども、今の条例で寄附をしていただいて、私たちも高校とか、いろんな施設で使わせていただいて、地元のほうからまた譲与してほしいというような要望があったこともございます。

ただし、今の条例が、3割譲渡という規定がございますので、私たちとしてはそれにのっとって今まで鑑定評価の7割で買っていたらと、そういったことで運用をし続けてきているという状況であります。

○星原委員 公共施設等の総合管理計画で、計画期間を20年間というような、年数はそういう形ですが、計画期間の中で、県、市町村、連携とりながら情報を全部集めますよね。

それに今度、古い順番に必要な必要でないかをやって、実施はこの計画期間の中でももう随時やっていく形なんですか。

そうすると、予算的なものが多分かなり——高度経済成長時代にいろんな道路にしても、橋からトンネルからいろんなものを、あるいは建物もいっぱいできてるわけで、その対応の仕方を同じ形には——多分、取捨選択するものが出てくると思うんですけれども、あるいは県と市町村が共同で使えるものとかそういう組み方の中で、お互いに資金的なものが要ればそういう予算割合とか、いろんなものを決めていくなつたときに、今あるものの耐用年数とか、どういうふうにしていくかということはあるだろうけれど、実施にはどういうふうに関後取り組んでいくか。そういう基金でもあればいいけれども、ない中で実際にはどうしていくのか、

そこまで踏み込んでいかないと、この計画を立てるだけじゃまずいと思うんですけど、その辺はどう考えているんですか。

○菓子野総務課長 この計画が実行力を持つためには、やはり長寿命化のための全庁的な仕組みが必要だろうと思います。それに伴う財源措置といったものも必要だろうと思っております。

これはまだ研究途上でございますけれど、各県では予算枠をつくるとか、そういった取り組みもしているようでございます。

それらを研究いたしまして、いわゆる予防保全として長寿命化を図っていくということでございます。その予防保全を確実に実施できる、優先順位の高いものの予防保全を全庁的に確実にやっていくといったことが求められていますので、そういった仕組みづくりについて、今後とも研究していきたいと思っております。

○星原委員 もう一点。そういう形でこれからインフラの整備に向けて一方でやっていこうとしたときに、今後つくるもの、建物にしても、今まででも大体50年とか、あるいはそれ以上ということになってくると、今、出てるように人口減少社会が進んでいく、地域がどのように変わっていくのか、今の現状どおりで進む形ではない、人口の形態も変わる、あるいはいろんなそういう施設を利用する形態もかなり変わっていった、その中で何十年間の云々となったときには、その判断というのかな、そういうものの見込みが相当出てこない、なかなか取りかかる形に行かないんじゃないかなというのも想定されるんですね。

そうすると、やはりもうもちろん国、県、市町村が一つの形で、日本全体の中で各市町村とか地方公共団体だけでは多分進まないと思うんです。そういうことを国に対しても言って、ど

ういう形で調査して、出た結果においてどういう形で進むべきかとか、そういうものがどこかにないと、計画とかそういうものは練れても、実施に入るにはなかなか難しいんじゃないかなと思っておりますが、国やら市町村とは、今、連携とってるって話でしたけれども、国とのこういう問題についてのかかわり方というか、連携のとり方なんかはなされているわけですか。

○菓子野総務課長 まず、インフラ系施設についてなんですけれども、国がいろんな補助金の箇所づけをいたします。その箇所づけの前提には、個別施設計画がないと箇所づけしないといった話も出てきております。

そして、建物系施設については、いろんな予算措置制度といいますか、交付税制度といいますか、そういったものが考えられておりまして、例えば建物を除却するとき、県債が立てられるとか、また別の建物を統廃合する条件としては、統廃合した延べ床面積が統廃合前よりも少なくなるといけないんですけど、そういったものに対する県債について交付税措置、統廃合すると、そういった財政措置を国としても考えていただいている。

実際、今のところ、制度があるわけなんですけれども、これは例の笹子トンネルの落盤事故から始まった話でございまして、国も推進方針を持っておりまして、全地方自治体で進めていこうという話でございまして、そういうことがちゃんと推進できるように、国にもちゃんと要望していきたいと思っております。

○清山委員長 よろしいですか。ほかは。

○来住委員 宮崎県地域防災計画原子力災害編について、ちょっと教えてください。

今の説明の中で、30キロ圏外について国が判断すると、それで(2)の中で情報連絡系統図

の新設。これは今後、新しくつくるんだらうと思うんです。

今年の3月下旬に開催する防災会議において修正を審議してつくるとなっているんですけど。具体的に、まず、僕はもう30キロというのに線を引くこと自身が、もうひとつの安全神話から来てると思うんですけど、それはもうここで議論したってしょうがないですから。具体的に情報連絡系統図を市町村でつくらないと多分できないと思うんです。ここでは県の防災会議において修正を審議し、決定する予定だとなっているんですけど、まずその辺を教えてください。

一つは各市町村がつからないといけないんじゃないかって思うんですけど、もう一つは、原発の関係で言えば、一番近いのは西諸、北諸、南那珂が近いわけですけど、どの辺までをそれをつくらせる計画なのか。宮崎県全部、つくらせる計画になっているのか。もう少しそこをわかりやすく説明してくれませんか。

○郡司危機管理局长 資料の25ページの修正案の概要の(2)情報連絡系統図の新設のところでございますけれども、これにつきましては、まず県の計画でございますので、例えば事故があった場合、九州電力のほうから県のほうに連絡が入ります。これは並行して鹿児島県からも県のほうに入ります。

県の災害対策本部で受けた情報につきまして、いわゆる報道機関でありますとか、あるいは県警本部、各消防本部、もちろん市町村、そういったものに対する情報連絡の系統図を整理をさせていただいた。今までは文章で書いていたものを、いわゆる系統図という形でわかりやすく整理をさせていただくということ。

それから、お尋ねの市町村はということでご

ざいますが、市町村は、例えば消防団でありますとか、自治会に対する情報の系統図は、今度は市町村の地域防災計画で整理をしていただくことになろうかと思っております。

それと、原子力対策編を今回修正をさせていただきますけれども、市町村の取り組みといましようか、市町村の地域防災計画なんですけれども、現在、県内の市町村で、地域防災計画に原子力対策編を記載している市町村が15市町村ございます。

既につくられているところは、また県の改正等も踏まえまして、市町村の原子力対策編の見直しをされると考えておりますが、残りの11市町村につきましても、内容については検討はしていると伺っているところでございます。

○来住委員 そうすると、県の計画は、今、言われたように各市町村だとか、そういうところへの連絡網はちゃんとつくると。

一番問題なのは、住民等の関係ですよね。住民が避難したり、屋内退避するとかいうことになりますから。その15市町村がつくってる計画がどんな計画か僕もわかりませんし、まだできてないところについてはどうするのか。それは各市町村に裁量権というのか、責任があるでしょうから、どんな計画をつくるかは各市町村の責任になると思うんですけど、県としては、例えば全市町村につくらせるというような方針は持っていらっしゃるのかな。もう市町村にお任せしてますから、つくってもつくらんでもいいよというようなことになってるのか、それともやはりちゃんと作成をなささいというような方針になっているのかどうか知りたいです。

○郡司危機管理局长 市町村の地域防災計画の原子力対策編を作成するかどうかにつきましては、基本的には市町村の自主的な判断というこ

とでございますけれども、県といたしましては、やはり県の計画で原子力対策編を修正いたしますので、必要な助言につきましては、積極的に行っていきたいと考えているところでございます。

○来住委員 都城で経験したのは、ちょっとわけが違いますけれど、例の新燃岳の降灰によって、雨が30ミリ以上降ったときには、いわゆる川沿いに避難をしなきゃいけないわけです。僕は、当時、市議会議員だったんですけれど、市長としては、とにかく、もう空振りも幾らしてもいいけれど、見逃し三振だけはだめだということで、何回か避難をさせたんですけど、雨がそれだけ降らなかったんです。しかし、高齢者たちはみんな必要なところに避難をしたという経験があるんです。

しかし、それは現実には、例えば都城で言うなら、西岳のほうの荒川内というところがあります。戸数はそんなに多くないです。実際は、動かなきゃならないのは現実には公民館長なんです。女性の公民館長です。今もそうだと思いますけれど。彼女がずっと一軒一軒避難してくださいって言って全部回るわけです。

今回のこの問題はもっと突発的ですよね。そうしますと、具体的に各市町村の計画をつくる上で、公民館長さんとか、民生委員さんとか、そういう人たちのいわゆる知恵、力というのは非常に大きいと思いますし、それから実際にそれを発令したときに、夜中なのか、冬なのか、ふだんの日の学校がやってるとき、開校しているときになるのか、条件はいろいろありますよね。そういう意味では、かなり広い知恵を結集しないとできないと思うんですけれど、その点はどうなんでしょうか。

例えば、僕がちょっと見てないんで、都城は

この15市町村の中に入ってるのかどうか、しかもその中に原子力対策の問題が入ってるのかどうか。しかもそれは、いわゆる退避が計画に盛り込まれているのか、そういう計画があるっていうのは、少なくともうちには来てませんので。

そういう点でもっと深い総合的な、そして現実味のある計画にしておかないと、実際になかなかそうはいかないんじゃないかと思うんですけれど、ちょっとそこ辺お聞きしたい。

○清山委員長 ここで委員の皆様にお諮りいたしますが、本日の日程、4時までとなっておりますが、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 総務部が終了次第、休憩をとりたいと思います。

○郡司危機管理局长 お尋ねの都城市の地域防災計画に原子力対策編があるかということにつきましては、都城市のほうではまだ現在策定はされてないと聞いておりますが、地域住民に対してこういった原子力事故が起こった際の伝達手段、これにつきましては、いわゆる防災行政無線でありますとか、あるいは消防の広報車等で知らせるのは、当然、市町村のほうで対応していただくと思うんですけれども。より大事なのは、やはり地域住民にこういう事故が起こった場合は、こういう対策をとっていただきますよという、今後は啓発をしていくことではないかと考えております。

これにつきましては、また市町村さんとも、住民啓発のやり方等につきましても御相談させていただきたいと、そういった形で進めさせていただきたいと考えております。

○丸山委員 硫黄山のことについて少しお伺いしたいんですけれど、28日にああいう緊急になりまして、そのときの一般質問、いろいろ質疑、

質問とかあってるんですが、その経緯があって、3月7日に連絡協議会を開催するという発言があったんですが、具体的には7日にはどういったことを協議される予定になっているのかをお伺いしたいと思っております。

○郡司危機管理局長 今回のいわゆる立ち入り規制等、これはえびの市さん、あるいは県のほうでも道路管理者、それから登山道管理者等が規制を行いましたけれども、それと当時11時に警報が発令した段階で、登山客等いらっしゃったわけなんですけれども、下山をするようにという注意喚起をやったわけなんですけど、こういった対応が迅速に行われたかどうか、こういったものをまず検証していきたいというのが一つ。

それと、もう一つは、今後の問題でもあるんですけれども、やはり観光客等へ、硫黄山の状況等について、情報を的確に届ける必要があると思いますので、そういった伝達の方法、例えばパンフレットをつくるとか、看板をかけるとか、掲示するとか、そういう方法もあろうかと思いますが、こういった安全対策についての確認等をやっていきたいと考えているところでございます。

○清山委員長 間もなく2時間半程度になりますけれども、トイレに行きたい職員は我慢しないで遠慮なく行ってください。

○丸山委員 この硫黄山が、以前、立ち入り規制があったときに、非常に長くかかってしまってます。安全面はもちろん必要だと思ってるんですが、霧島全体の経済面、観光面、非常に大きな打撃を受けたというのがありまして。我々のもとにもよく火山性地震とか、微動だったとかいう言葉すら、どう違うのか等含めて、あんまり理解されていない。

53回地震があったことはどう意味があるの

かっていうのは、我々ほとんど素人が多いものですから、50回超せば立ち入り規制をかけるんですかとか、何かそういうのがあるんですかってよく聞かれるものですから。まず言葉の問題も少し、微動と地震の違いとか、それで何がどう影響があるのかっていうのを含めて、アナウンス、観光含めて説明していただきたいと思って。その辺をお願いしたいと思ってるんですがいかがでしょうか。

○郡司危機管理局長 地震、微動の違いというのは、マグマの動きによって生じるのが微動でありますとか、あるいは地震については、そのマグマが周りの岩石等を粉砕して進むといったときに地震が発生するとか言われております。委員がおっしゃたようにやはり一般県民にわかりやすいような用語につきましても、今回、3月7日に連絡会議、気象庁さんもお見えになりますので、そこ辺につきましてももう少し表現の工夫等については、ちょっとお話をさせていただけたらと思っております。

○丸山委員 地域住民で、霧島っていうのはやはり火山と一緒に共生していく、災害もあるかもしれないけれど共生していくというのが、これまでのスタンスだと思っていまして、逆に温泉とか、火山によって非常にありがたい恩恵を与えてもらっていると思っていながら、こういったふうに危険があるということで、封鎖されて観光面含めて非常に影響大きいものですから。これがいつ、どういうレベルになれば解除できるんだろうかって、すぐそういう話になってしまっていまして。実際、春から観光地、山登りを含めて今からというときに、こういうの非常に大きいと思ってるものですから。

気象台のほうにも、先ほど言いました言葉自体が本当にわかりづらい、何がどういうふうに

危険性があるのかっていうのが、これまでも恐らく観測してないものだから、データがないものだから、安全面に配慮し過ぎているんじゃないかと、私どもに一般県民は相談するものですから。どうかしてくださいよって言われても、なかなか私自身も説明できない、しづらいものですから、本当にこの言葉をわかりやすくしっかりとさせていただくように、強く要望しておきたいと思っております。

○郡司危機管理局長 ただいま丸山委員から御発言のありました内容につきましては、気象庁にしっかりとつないでいきたいと考えております。

○清山委員長 ほか、ございますか。

ちょっと1点手短に、総務課長にお伺いしたいんですけど。この公共施設の管理計画で延べ床面積を今後20年で5%縮減すると書いてるんですけど、この5%の根拠について、簡単に何かあればお示しいただければ。

○菓子野総務課長 この削減率5%につきましては、計画策定委員会において検討してまいりました。その中で次のような意見があったところでございます。

人口減少や県の財政状況等を踏まえると、建物系施設については全体的に抑制的に運用すべきであること。しかしながら、行政施設については、県民サービスの提供の拠点であることから、基本的に統廃合は困難であること。スポーツ系施設についても、今後、検討すべき課題も多いこと。一方で、職員住宅、県営住宅については、入居率等が低いところもありまして、都市近郊にあっては、民間施設等の活用等も考えられることといった意見がございました。

5%削減につきましては、これらを踏まえまして、行政サービスの維持と効率的な施設管理

を実現するといった観点から、総合的に判断したものでございます。

今後、各部局が個別施設計画を策定してまいりますけれども、その全庁的な取り組み指針として、この5%を掲げていきたいと考えております。

○清山委員長 今の答え聞くと、結構感覚的に決めて数字が出てきているような気がする。実際そうだと思うんですけど、本来は、ここに今後の経費の見込みで、1年当たり168億が必要とかいろいろ書いてますけれど、本来は将来耐え得る財政負担の規模だったり、将来の行政需要の推計を行ってから、もしかしたらふえるかもしれないし、もしかしたら10%かもしれないけれど、そういうふうに削減目標、縮減目標は、本来立てるべきじゃないかなと思うんですけど、ちょっとこういう具体的な数字出すのは——（「地震」と呼ぶ者あり）——地震ですね。危機管理局の仕事があるかもしれないですね。意見で終わります。

総務部はよろしいですか、こういうところでは、総務部を終了します。暫時休憩します。

午後4時12分休憩

午後4時15分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

○舟田会計管理者 座ったままで失礼します。

会計管理局の平成27年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、379ページをお願いいたします。

会計管理局では、1,488万1,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額

は5億3,025万7,000円となります。

その主なものにつきまして御説明申し上げます。

383ページをお願いいたします。

まず、上の段の(目)一般管理費(事項)職員費になりますけれども、1,241万9,000円の増額であります。これは給与改定等に伴う人件費の増額でございます。

次に、中ほどの(目)会計管理費(事項)出納事務費ですが、2,523万円の減額であります。これはその下の説明欄にありますとおり、出納事務執行及び財務会計システムの運営管理等に要した経費の執行残であります。

最後になります、下の段の(事項)証紙収入事務費ですが、207万円の減額であります。これは、主に証紙売りさばき人に対して支払います、売りさばき手数料の執行残であります。

会計管理局は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○清山委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について何か質疑はありませんか。

○坂口委員 売りさばき手数料、200万円減という、売り上げがどれくらい減になるか。これは何ぼだったですかね、1枚。

○井上会計課長 売り上げに対して3.24%支払います。

○清山委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 では、以上をもって会計管理局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時18分休憩

午後4時19分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

○亀田人事委員会事務局長 それでは、人事委員会事務局の平成27年度2月補正予算につきまして御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の457ページをお願いいたします。

人事委員会事務局では、総額で290万9,000円の減額補正をお願いいたしております。この結果、補正後の額は1億4,200万6,000円となっております。

それでは、主な補正の内容について御説明いたします。

461ページをお願いいたします。

ページの中ほどにあります(事項)職員費の92万7,000円の増額補正でございますが、これは給与改定等に伴うものであります。

次に、下から2段目の(事項)県職員採用試験及び任用研修調査費の176万1,000円の減額補正であります。これは職員採用試験の実施に要する経費の執行残等に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

ページの一番下でございますが、(事項)審査監督費、111万5,000円の減額補正であります。これは不服申し立ての審査に係る事務的経費等の執行残等に伴うものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○清山委員長 説明が終了しました。

議案について質疑はございませんか。

○丸山委員 ここ数年、特にことしなどは景気がよくて、倍率とかもかなり変わってきてるんじゃないかと。最近は、1次、2次で県職員に

通っても、途中で何らかの理由で、ほかの市とか国に行くという事例もかなりふえてきているようなことをよく聞くんですけども。ことしとか来年、平成28年度の採用の中で、人員確保はしっかりできたのか、あともう一つ、もう少し詳しく聞きますと、これはもう農政になるのかもしれませんが、獣医師の確保が大変とかいろんなことがあったと思うんですが、職員の確保について少しお伺いできればなと思っていますところなんですけれども。

○藪田総務課長 今の御質問ですけれど、まず職員採用試験の現状から申し上げますと、県職員採用試験で採用するのが多い大学卒業程度の事例で申し上げますと、今年度は789名の方が受験されまして、最終合格者が134名ということで、競争倍率が5.9倍となっております。

近年の状況を見てみますと、受験者数につきましては、最近ではほぼ横ばいの状態が続いておりまして、ただ採用数が増加をしている関係で、競争倍率はかなり低下をしてきております。

例えば、昨年度は、大卒全体で5.30倍という競争倍率でしたけれども、これは平成に入りまして、3番目に低い数字ということになっております。

また、警察官の採用試験も実施しておりますけれども、警察官の採用試験につきましては、5年前と受験者数を見てみますと、約4割減少しているということで非常に厳しい状況でございます。

このような状況を受けまして、今年度も実施し、また今現在、来年度の計画を立てているところでございますけれども、一つには、まず広報の強化ということで、県職員の仕事のやりがいですとか、魅力をいろんな機会を通してPRしていくということに力を入れております。

県主催のものとしては、今週末、日曜日に、AZMホールで県職員、警察官ガイダンスということで実施いたしますけれども、それ以外にも、主に九州の各大学に直接赴きまして、リクルート活動を行っているところでございます。

また、できるだけたくさんの方に受験してもらうように、今、試験制度につきましても、その都度、見直しを行っているところでございます。

○丸山委員 やはり県の発展には、県職員の人事、マンパワーがかなり必要でありますので。たしか、きのう、おとといから大学生解禁といえますか、民間のほうが始まったということでもありますので、恐らく景気がいいものですから、結構民間のほうにどんどん人材がいつてしまっていて、やはり県の職員もしっかり確保をお願いをしておきたいと思います。よろしく願いしておきます。

○清山委員長 よろしいですか。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上をもって人事委員会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時24分休憩

午後4時26分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

○小八重監査事務局長 それでは、監査事務局の平成27年度2月補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の451ページをお開

きください。

表の一番上の補正額の欄にありますように、総額で274万3,000円の減額をお願いいたしております。この結果、補正後の予算総額は、右から3列目の欄にございますとおり2億621万2,000円となります。

次に、補正の主な内容について御説明いたします。

455ページをお開きください。

まず、(目) 委員費、258万1,000円の減額でございます。これは(事項) 委員報酬で208万1,000円、また(事項) 運営費で50万円をそれぞれ減額するもので、いずれも執行残に伴うものでございます。

次に、下から3段目、(目) 事務局費につきましては、2つの事項の増減差し引きの合計で8万2,000円の減額となっております。

1つ目が(事項) 職員費で、給与改定等に伴い、101万8,000円の増額をお願いいたしております。2つ目が、資料をおめくりいただきまして、456ページの一番上の段でございますが、(事項) 運営費が執行残に伴い、110万円の減額をお願いいたしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○清山委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はございませんか。

○丸山委員 外部監査委員は、ことし、どのようなテーマで行ったか教えていただくとありがたいかなと思っているんですけども。

○青山監査第一課長 今年度につきましては、農林水産関係と環境森林関係の補助事業等についての監査をされました。

○丸山委員 補助事業っていっぱいあるものですから、ハードなのかソフトなのか、どんなイ

メージを持って、どういう視点でこれまでの監査と違った視点で行われているのか。具体的にわからなければ、わかっている範囲で教えていただくとありがたいかなと思っております。

○青山監査第一課長 テーマを選ばれた理由が、予算枠で1割近くを占めるということで、その中で各部、各課とやりとりをしながら絞り込みをされたと聞いております。

○丸山委員 この外部監査委員制度、始まって10年以上たつのではないのかなと思っておりますけれども、これは本当に生かされているのかっていうのが。非常に高い外部費用もかけていますので、我々目線ではなくて、本当に公認会計士とかいろいろな形として、チェックかけていただいていると思ってるものですから、それが生かされているのかっていうのが、若干わかりづらいのかなというイメージを持ってるものですから、その辺をしっかりとこの外部監査委員をうまく生かすような形として。なかなかこの外部監査委員に関しては、監査事務局がどうこうできる問題ではないかもしれませんが、しっかりと外部監査委員のほうにも、外部監査委員の目として——多分1,500万円か1,600万円近くかけておりますので、それが本当に生かされるお金だというふうには、お願いしておきたいと思っております。

○清山委員長 ほか、ございませんか。

その他でございませんか。

ちょっと私のほうから、もう一つ。今、外部監査の話ありましたけれど、これは話として、宮崎市なんか税理士さんも外部監査委員として入れながら、多様性を確保しているって言われるんですけど。たしかに県内、公認会計士の数も少なく、広く人材を求める意味では、必ずしも公認会計士だけに限定しないという考え

方もあり得るのかなと思うんですけども。そういうことで税理士もそれにかわってすることができるということで、今後、広くそういう人材も検討されてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○小八重監査事務局長 実は、昨年でございますが、弁護士会、税理士会のほうから、交流してもらえないかというようなお話がございました。今、公認会計士にお願いしているのは、財務監査をやるというのが主流になっておりますので、公認会計士ということでやっておりますけれども、法律上は弁護士さん、あるいは税理士の資格を有する人というような形でも門戸が開かれておりますので、これから一遍にというわけにはいかないでしょうけれども、どの場面で税理士さんに入っていただけるか、あるいは高度な法律の話が出てきたときには、弁護士さんも入れていただくというような形で、専門の外部監査委員をお願いするとかいうことでやっていく方法はあるのかとは思っています。

今のところ、九州各県では、そういった例は1つか2つしかありませんので、ほかの県の例等も参考にしながら、やはりそれぞれの専門で見ていただくということが必要でございますので、そういう検討はしてまいりたいと思います。

○清山委員長 ぜひ、さまざまなやり方検討していただければと思っております。

○星原委員 委員報酬が200万円ちょっと減額になってますよね。前年度、26年度と比較しても減額になってるんですけど。これは前年度と同じだったら、こういうふうな計上の仕方をしなくてもよかったんじゃないかなと思うんですが、これはどういうことですか。

○小八重監査事務局長 去年の4月に識見の2人がかわられまして、6月分の期末手当の基準

日が6月1日ということになってますので、3月未満の方は30%ですね、要するに県の職員が入ったときも、初任のときには6月のボーナスは丸々出ないのと同じように、基準額に0.3を掛けるということで、識見のお二人分が今回は減っているということでございます。

○清山委員長 よろしいでしょうか。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上をもって監査事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時33分休憩

午後4時34分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

○日隈事務局長 お疲れさまでございます。議会事務局でございます。

議会事務局の平成27年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、1ページをお開きください。

左から2列目の補正額の欄でございますが、3,053万1,000円の減額補正を計上しております。補正後の予算額につきましては、右から3列目の補正後の額の欄でございますけれども、11億125万8,000円となります。

補正予算の内容について御説明いたします。

5ページをごらんください。

款項目の目レベルでまず御説明いたします。

まず、上から4段目の(目)議会費でございますが、2,360万2,000円の減額補正でございます。

主なものといたしましては、次の(事項)議員

報酬の682万3,000円の減額であります。主な理由を申し上げますと、今回当選されました新人の議員の方々の6月期の期末手当、これは3割の支給ということになっておりまして、その執行残でございます。

1つ飛んで、次に(事項)議会一般運営費の1,602万9,000円の減額であります。これは議員年金給付経費負担金の負担金率の確定による、下がってるんですけども、それによりまして執行残でございます。

次に、下から3段目の(目)事務局費でございますが、これは692万9,000円の減額補正でございます。中身は増減、理由がございまして、内訳といたしましては、次の(事項)職員費につきましては、343万円の増額でありまして、これは給与改定に伴う増額補正等でございます。

次に6ページをお開きください。

今度は減額になりますが、(事項)議会一般運営費につきまして、858万円の減額であります。これは、議会棟などの緊急補修分の工事請負費等の執行残が主な理由でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○清山委員長 説明が終了しました。

議案について質疑はございませんか。

よろしいですか。その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 では、以上をもって議会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時38分休憩

午後4時40分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてでございますが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、あす行いたいと思います。開会時刻は午後1時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子(案)についてでございますが、本来であれば採決後に御意見いただくところですが、今回、日程に余裕がございませんので、この場で協議させていただきたいと存じます。

委員長報告の骨子、項目及び内容について御意見を願います。

暫時休憩いたします。

午後4時41分休憩

午後4時46分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 そのようにいたします。

その他で何かございませんか。

何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 以上をもちまして終了いたします。

午後4時46分散会

平成28年 3 月 4 日(金曜日)

午後 0 時59分再開

出席委員(8人)

委 員 長	清 山 知 憲
副 委 員 長	島 田 俊 光
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	満 行 潤 一
委 員	新 見 昌 安
委 員	来 住 一 人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	鬼 川 真 治
総 務 課 主 任 主 事	日 高 真 吾

○清山委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いますけれども、採決の前に各議案について、賛否も含めて御意見を願いたいと思います。

○来住委員 同意できない議案として、1つだけ、議案第63号については賛成できません。あとの議案については同意できます。内容については、また本会議で述べたいと思います。

○清山委員長 わかりました。

そのほか、何かございませんか。

○満行委員 会派で討議したんですけど、この地方創生の事業のあり方については、やはり問題があると。うちの事業でも全く同じ事業を28年度するのに、名前も全く一緒なのに新規ってつく、一体これって何なんだろうという議論が

出まして。当然ほかの委員会でも、多くの関連の予算が出ているということで反対はできませんが、討論の中で、やはり本質的にこの地方創生がどうなのかと、こういう事業でいいのかということを述べたいと思っております。

ですから、議案については、全て賛成という方向でいきたいと思えます。

○清山委員長 わかりました。

その他ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、ほかにないようですので、これより議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、一部を個別採決、残り一括採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、そのようにいたします。

議案により賛否が分かれておりますので、まず、先に議案第63号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」について採決を行います。

この議案第63号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○清山委員長 挙手多数。よって、議案第63号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号、47号、48号、67号、68号、第75号の各号議案について、一括して採決いたします。

各号議案につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 異議なしと認めます。よって、

平成28年 3月 4日(金)

各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その他で何かございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後 1 時 3 分閉会